

(案)

「いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見」を目指して

富士見市環境基本計画

(改定版 平成20年度～平成24年度)

富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、
緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、
循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、
きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、
うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな
活力あるまちづくりに努めます。

平成12年4月10日

(平成12年度市制記念日式典にて宣言)

富士見市環境基本計画の見直しにあたって



平成20年3月

富士見市長 浦野 清

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景と目的	2
2 計画の基本方針と役割	2
3 計画の目標期間	2
4 計画の構成	3

第2章 計画の目標

1 理念	4
2 環境像	4
3 環境の基本目標	5
4 環境の具体的目標	5

第3章 目標実現に向けた施策の基本方針

1 施策の体系	6
2 施策の基本方針	7
1 地球環境を考え、循環型社会をつくる	7
① エネルギーを大切にしよう	7
② ごみを減らそう	10
③ 身のまわりから有害化学物質を減らそう	13
2 自然環境を守り育てる	15
④ 森や緑や生き物を守り育てよう	15
⑤ 水を大切にすまちなちづくりを進めよう	18
3 環境に配慮したまちをつくる	20
⑥ 気持ちよく暮らせるまちにしよう	20
⑦ 環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう	23
⑧ 安心して住み続けられる環境を確保しよう	25
4 みんなの力を合わせる	27
⑨ 身近な環境を市民が守り育てよう	27
⑩ 環境教育は地域とともに進めよう	29
⑪ みんなで環境について学ぼう・話そう	31
⑫ みんなで計画を実行し、評価しよう	33

第4章 重点テーマ「地球温暖化対策」

1 重点テーマの考え方	35
2 重点的に取り組む項目	35

第5章 計画の推進

1 各主体の役割	37
2 推進体制	37
3 進行管理の方法	39

資料編

1	富士見市の概要	42
2	富士見市環境基本計画市民策定委員会	48
3	富士見市環境審議会	50
4	環境関係条例等	51
5	用語解説	58

本文中の※印の語句については、用語解説を参照してください。

環境基本計画

第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景と目的

本市では、環境団体などの運動をはじめ、市民の環境に対する意識が高まり、かけがえのない地球環境を守るために、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指す「環境にやさしい都市宣言」を平成12年4月に行い、平成13年12月に「環境基本条例」を制定しました。

富士見市環境基本計画は、以上を背景とし、良好な環境を維持・創出し、人と自然の共生を柱にした、持続可能な地域社会の形成をめざすことを目的とし平成15年3月に策定されました。

しかし、策定後5年を経過し、地球温暖化問題など様々な解決すべき問題が多く残されており、環境や社会の変化に対応するため、富士見市環境基本計画の見直しを行いました。

2 計画の基本方針と役割

環境にやさしい都市宣言及び環境基本条例の趣旨に基づき、次のことを本計画の基本とします。

- 1 市民が主体となった計画づくり
- 2 主体別の役割を重視
- 3 計画推進のための方策づくり

また本計画は、持続可能な社会の構築をめざすための環境面からの戦略を示し、今後の環境施策の基本的な方向と取組みの枠組みを明らかにすることを役割とします。

- 1 環境関連計画の最上位に位置付け、他の施策・計画策定の際には必ず考慮すべき計画とします。
- 2 市民・事業者・行政のそれぞれの責務を規定します。

3 計画の目標期間

計画の目標期間は、平成15年3月に策定された基本計画（10年間）の後期計画として、平成20年度から平成24年度の5年間とします。

4 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景と目的 2 計画の基本方針と役割 3 計画の目標年次 4 計画の構成

第2章 計画の目標

1 基本理念

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

2 環境像 ～ いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見 ～

3 環境の基本目標

- 1 地球環境を考え、循環型社会をつくる
- 2 自然環境を守り育てる
- 3 環境に配慮したまちをつくる
- 4 みんなの力を合わせる

第3章 目標実現に向けた施策の基本方針

- ① エネルギーを大切にしよう
- ② ごみを減らそう
- ③ 身のまわりから有害化学物質を減らそう
- ④ 森や緑や生き物を守り育てよう
- ⑤ 水を大切にすまちづくりを進めよう
- ⑥ 気持ちよく暮らせるまちにしよう
- ⑦ 環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう
- ⑧ 安心して住み続けられる環境を確保しよう
- ⑨ 身近な環境を市民が守り育てよう
- ⑩ 環境教育は地域とともに進めよう
- ⑪ みんなで環境について学ぼう・話そう
- ⑫ みんなで計画を実行し、評価しよう

第4章 重点テーマ「地球温暖化対策」

重点的に
取り組む
項目

第5章 計画の推進

- 1 各主体の役割
- 2 推進体制

第2章 計画の目標

1 基本理念

本計画の基本理念は、「富士見市環境基本条例」に掲げられている基本理念と共通とします

《 基本理念 》

○環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

○環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

○環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(富士見市環境基本条例 第3条〔基本理念〕)

2 環境像

基本理念に基づき、本市の環境の課題を踏まえ、本市の望ましい環境像を以下のように定めます。

《 環境像 》

～ いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見 ～



3 環境の基本目標

環境像を実現していくために、環境を「つくる」「守る」「育てる」という観点から、4つの環境の基本目標を定めます。

《 環境の基本目標 》

- 1 地球環境を考え、循環型社会をつくる
- 2 自然環境を守り育てる
- 3 環境に配慮したまちをつくる
- 4 みんなの力を合わせる

4 環境の具体的目標

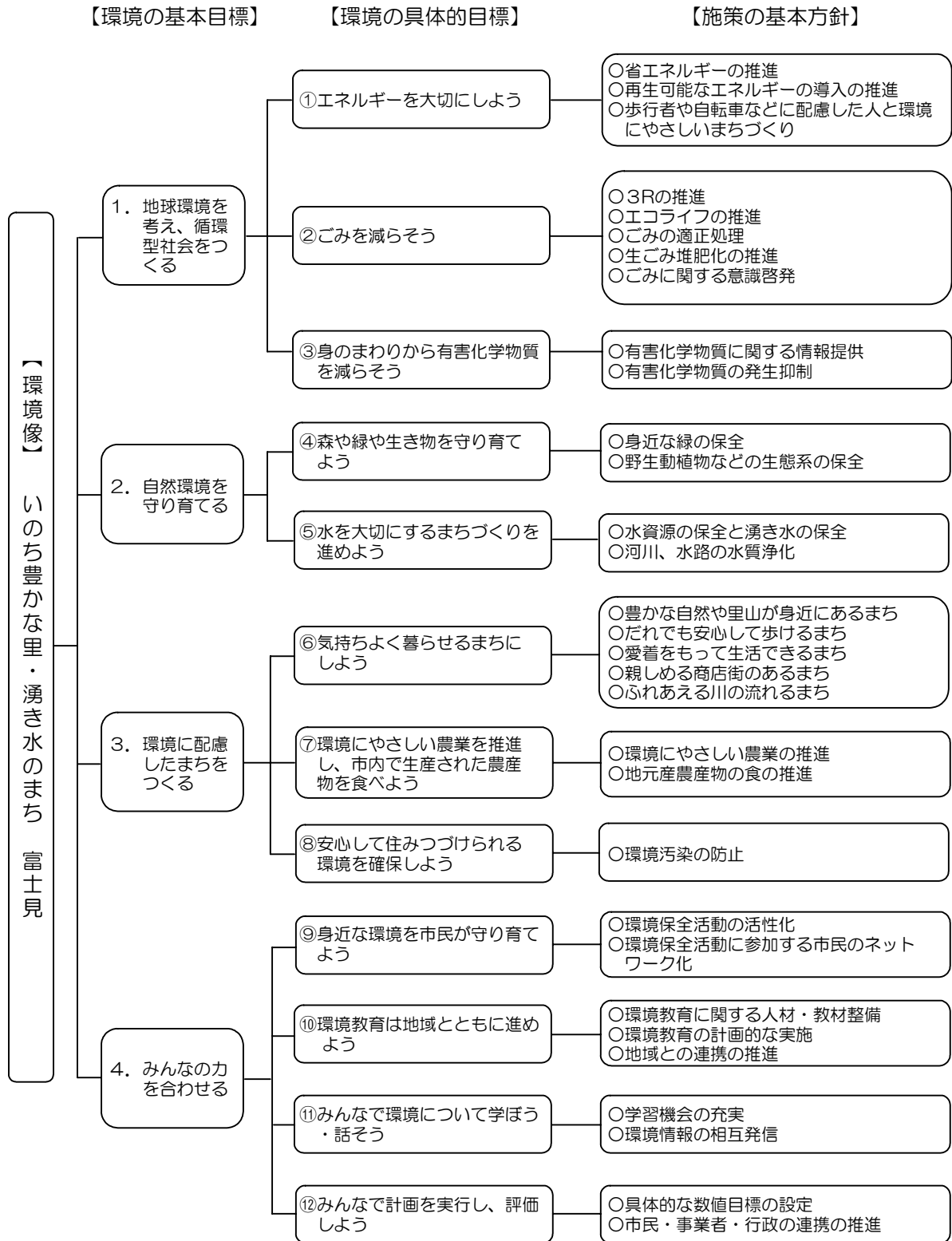
4つの環境の基本目標に基づき、12の環境の具体的な目標を定めます。この環境の具体的な目標を踏まえ、施策を進めていきます。

《 環境の具体的目標 》

- ① エネルギーを大切にしよう
- ② ごみを減らそう
- ③ 身のまわりから有害化学物質を減らそう
- ④ 森や緑や生き物を守り育てよう
- ⑤ 水を大切にすするまちづくりを進めよう
- ⑥ 気持ちよく暮らせるまちにしよう
- ⑦ 環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう
- ⑧ 安心して住み続けられる環境を確保しよう
- ⑨ 身近な環境を市民が守り育てよう
- ⑩ 環境教育は地域とともに進めよう
- ⑪ みんなで環境について学ぼう・話そう
- ⑫ みんなで計画を実行し、評価しよう

第3章 目標実現に向けた施策の基本方針

1 施策の体系



2 施策の基本方針

1 地球環境を考え、循環型社会をつくる

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、そこに暮らす全ての人々がその防止に取り組み、解決しなければならない課題です。日常生活の中で、省資源や省エネルギー、ごみの減量などを進めることでライフスタイルを見直し、地球環境への負荷の少ない、持続可能な循環型社会^{*}を築く必要があります。

1 エネルギーを大切にしよう

地球温暖化の原因は、人為的に排出される二酸化炭素などの温室効果ガス^{*}にあります。今後ますます深刻化していく地球温暖化を防止していくためには、都市活動にともなう資源やエネルギーの消費を抑制していくことが必要です。

環境の具体的な目標

- ◆ 枯渇性資源^{*}の消費を抑制するために、省資源や省エネルギーを推進するとともに、二酸化炭素や大気汚染物質の発生抑制に努め、地球環境の保全に貢献します。
- ◆ 学校などの公共施設や新築・増改築する建築物に、太陽光発電などの再生可能なエネルギーの導入を推進するとともに、その普及に努めます。
- ◆ 徒歩や自転車、公共交通機関の利用をよりいっそう促進することで、人と環境にやさしいまちづくりを推進し、将来の市民に住み良い環境を引き継ぎます。

現状と課題

- ・ 日常生活からどれだけの二酸化炭素が排出されているのかを市民一人ひとりが認識し、自覚をもってその削減に努めることが求められています。
- ・ 平成19年度末において、市役所では天然ガス車^{*}を7台、ハイブリッド車^{*}を1台、低燃費車^{*}を28台導入しています。今後も低燃費車などへの切り替えや台数の削減に努めるとともに、市民・事業者にも呼びかけをしていく必要があります。
- ・ 自転車の利用をよりいっそう促進するためには、駅前や商店の馬場跡の確保・整備が必要です。本市の道路環境をみると、歩行者や自転車、車いす、ベビーカーなどが安全に通行できる道路が極めて少ない状況です。
- ・ 太陽光発電については、すでに3か所の公共施設に導入されており、市内全体でも累計229件設置されています（このうち、平成18年度には21件設置されました）。今後もさらなる太陽光発電の設置を呼びかけていく必要があります。
- ・ 市役所などの公共施設と、駅などの市内各域を結び、市内循環バスの運行状況は十分とはいえず、その利便性の向上にさらに努める必要があります。
- ・ 市役所では平成18年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、すべての行政活動から排出される二酸化炭素の排出量を、平成23年度末までに639トン削減する取り組みを始めています。

施策の基本方針と具体的な取組

●省エネルギーの推進

- 富士見市版環境家計簿^{*}を普及させることによって、市民一人ひとりが自らの日常生活から排出する二酸化炭素の量を認識し、自覚をもってその削減に努めることを支援します。
- 環境負荷を低減するためにアイドリングストップ^{*}などを心がけ、エコドライブ^{*}を推進します。
- ノーカーデー^{*}を推進します。
- 省エネルギー効果に加え、市民の健康増進にも役立つ、徒歩と自転車の利用を推進します。
- 低公害車^{*}の導入を推進します。

●再生可能なエネルギーの導入の推進

- 化石燃料の消費を抑制するため、学校などの公共施設には太陽光発電などの再生可能なエネルギーを導入するように努め、市民と事業者の環境意識づくりに役立てます。
- 再生可能なエネルギーの導入を、可能な限り検討します。

●歩行者や自転車などに配慮した人と環境にやさしいまちづくり

- 環境に負荷を与える自動車への依存度を少しずつ減らしていくために、歩行者や自転車、車いす、ベビーカーなどに配慮した、人と環境にやさしいまちづくりを推進します。

各主体が実行すること

市 民

- 今後ますます深刻化しつつある地球温暖化などの環境問題を、人類共通の課題として認識し、一人ひとりが自ら省エネルギーに努めます。
- 日常生活の中で環境への負荷を低減するために、マイバック^{*}やエコ商品^{*}の利用、リサイクルへの協力、低公害車の選択をするよう努めます。
- 富士見市版環境家計簿を活用し、身近な省エネルギーに取り組みます。
- 冷暖房の温度を適正に設定したり、家電製品のコンセントをこまめに抜いたりすることなどを実践することで、省エネルギーに努めます。
- 省エネルギータイプの家電製品を購入するよう努めます。
- 徒歩と自転車、公共交通機関の利用をできるだけ心がけます。
- 自動車を使用するときはアイドリングストップを心がけ、省エネルギーに努めます。
- ノーカーデー当日は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心がけます。
- 輸送の際のエネルギー消費を削減するため、地元産農産物を購入するよう心がけます。

事業者

- 冷暖房の適正な温度設定に努め、省エネルギーを推進します。
- 自動車を使用するときは、アイドリングストップなどのエコドライブを実行します。
- 低公害車の導入に努めます。
- 事業所のエコオフィス^{*}化を推進し、環境にやさしい事業活動を行います。
- レジ袋の削減を推進し、マイバッグの利用と簡易包装への協力を呼びかけます。

行政

- 地球温暖化対策実行計画に基づき、自ら率先して省エネルギーを実行し、エコオフィス化を推進します。
- 地球温暖化問題についての情報提供を行い、市民や事業者の環境意識の向上に努めます。
- 多くの市民の参加と協力を得て、富士見市版環境家計簿の普及に努めます。
- 学校などの公共施設を中心に、太陽光発電などの再生可能なエネルギーのさらなる導入に努めます。
- 市有車を低燃費車などへ切り替えていくとともに、台数の削減に努めます。
- 歩行者や自転車、車いす、ベビーカーなどに配慮した、人と環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ノーカーデーを推進するために、自ら率先して自動車の使用を抑えるとともに、市民に徒歩や自転車、公共交通機関の利用を呼びかけます。

2 ごみを減らそう

使い捨て・大量消費社会が環境破壊をもたらし、人類を含めた生態系と地球の未来を脅かしています。今すぐにでもライフスタイルを変え、持続可能な社会を作るための第一歩として、本市におけるごみ問題の解決をみんなで進める必要があります。

環境の具体的な目標

- ◆ ごみを減らすために、くらしに3Rを徹底させます。
- ◆ 限りある資源を大切にすため、資源を循環させて利用します。
- ◆ ごみを適正に処理し、地下水や大気などの環境汚染を防止します。
- ◆ 生ごみも資源ととらえ、堆肥化して活用します。
- ◆ ごみに関する意識啓発を行い、ごみ出しルールを徹底します。
- ◆ ごみのない美しく快適なまちづくりを進めます。

現状と課題

- ・ ペットボトルなどの容器包装については、容器包装リサイクル法*に基づき分別回収されていますが、この中には、分別困難なものがあったり、分別を面倒と考えたりする人もいて、十分に機能していない実態があります。
- ・ 生ごみの堆肥化は学校給食や一部の家庭で始まっていますが、全市的に取り組む目標を掲げる必要があります。本市ではEMバケツ*や電気式生ごみ処理機*など、生ごみ処理容器への補助を行っており、平成18年度までの累計設置数は1,795件となっていますが、このような施策に加え、地域ごとに設置する生ごみ処理施設の検討や、良質な生ごみの堆肥化の推進、植樹や農業での使用の拡大など、積極的に取り組む必要があります。ごみを減らす手段のひとつとしての、生ごみの堆肥化の効用を広く説明し、普及に努める必要があります。
- ・ 自分の目の前からごみがなくなりさえすればよいと考える人のごみ出しマナーの悪さが問題となっています。ごみを出す人の責任を明確にし、最後の処分まで責任を持つごみ出しのマナーが求められます。
- ・ ごみ問題についての積極的な情報提供を行い、市民・事業者にも知ってもらう必要があります。また、地域の状況を把握し、問題を解決するためには市民や事業者の参加が欠かせません。

施策の基本方針と具体的な取組

●3Rの推進

- ごみになるものは減らします。リデュース (reduce)
- ごみにせず、大切に繰り返し使います。リユース (reuse)
- ごみではなく資源と捉えて、次の使い方を工夫します。リサイクル (recycle)
- ごみの減量と資源化についての数値目標を立てて、進行管理します。

●エコライフの推進

- 環境にやさしい消費者「グリーンコンシューマー^{*}」を心がけます。
- 何度も繰り返して使えるリターナブル容器^{*}に入った商品を選び、使い捨て容器に入った商品はなるべく買わないようにします。
- 量り売りや簡易包装、詰め替えの商品を買います。
- まだ使えるものはバザーなどに出します。
- マイバッグを持参します。
- 環境保全に取り組んでいるエコ商店^{*}を市民に紹介できるようなガイドブックの検討をします。

●ごみの適正処理

- リサイクル関連法^{*}を守り、ごみの適正処理に努めます。
- ごみの不法投棄を防止するため、市民意識の向上や、地域美化、地域・行政・警察が連携した不法投棄摘発などの対策を推進します。
- ペットボトルや牛乳パック、トレイなどの販売者回収をはたらきかけます。

●生ごみ堆肥化の推進

- 生ごみを堆肥化し、農業や植栽、家庭菜園などに利用することを推進します。
- 生ごみ処理容器の購入補助制度のさらなる周知に努めます。
- 公共施設や事業者から排出される生ごみの堆肥化を、さらに推進します。
- 良質の生ごみ堆肥生産技術の研究と、農業への利用を進めます。また、生ごみ堆肥を使って生産された農産物を市民の食卓や給食に取り入れるしくみづくりを検討します。

●ごみに関する意識啓発

- 発生から処分、再利用までの全ての過程を視野に入れた、総合的な情報の提供を推進し、ごみの減量や処理についての具体的な情報の周知に努めます。
- 家族や近所、地域の人たちと協力して、ごみの少ない美しいまちづくりを目指します。
- グリーン購入^{*}の推奨と、グリーンコンシューマーの育成に努めます。
- 環境に配慮した量り売りや簡易包装、地元産品の販売などをおこなうエコ商店を増やし、市民に利用してもらうよう呼びかけます。
- 小学校入学時には、保護者にグリーン購入のパンフレットを配り、学用品にも環境に配慮したものをそろえてもらうよう呼びかけます。
- ごみの有料化、戸別ゴミ回収制度を検討します。また、高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な家庭に対し、地域で支援します。
- ごみ処理にかかる費用を市民や事業者に分かりやすく示し、ごみの削減に向けた意識啓発に努めます。
- 市民向けに家財、衣類などの再生技術の講習会を開催し、粗大ごみなどの再生品を販売するリサイクルステーションを拡充します。
- 市民にマイバッグを持ってもらい、無駄な容器包装を無くすために、レジ袋の有料化を検討します。

各主体が実行すること

市民

- 3Rを実践し、市作成の「ごみの出し方」パンフレットで示したルールに基づき、決められた曜日に、正しい方法で分別して出します。
- ごみ集積所の美化を進めます。
- 不法投棄をしません。また不法投棄物の撤去に協力します。
- エコライフを心がけ、グリーンコンシューマーを目指します。
- マイバックを持参します。
- 生ゴミの堆肥化を積極的に行うなどにより、ごみの減量に努めます。

事業者

- 容器包装の削減に努めます。
- 事業所から出るごみの適正処理と減量に努めます。また、不法投棄は絶対にしないようにします。
- 循環型社会形成推進基本法^{*}に基づき、生産者の責任を可能な範囲で実行します。
- 事業所から出る生ごみは堆肥化することなどにより、その量の削減に努めます。

行政

- ごみの削減のための具体的施策を進めることで、市民・事業者の意識向上に努め、ごみの回収費用の低減に努めます。
- グリーン購入を徹底します。
- 近隣住民の協力を得ながら、不法投棄防止対策をさらに推進します。
- 生ごみの堆肥化についての具体的な施策を推進し、その普及に努めます。

3 身のまわりから有害化学物質を減らそう

化学物質は、現在の便利で快適な日常生活を維持する上で欠かせないものですが、その中には、人の健康や動植物の生息に悪影響を及ぼすものもあります。これを防ぐためには、化学物質を用いた様々な製品についての知識を身につけ、適正な使用を心がけていくことが必要です。

環境の具体的な目標

- ◆ 学校などの公共施設に使用されている有害化学物質を可能な限り減らします。
- ◆ 農薬や消毒に頼らない環境保全型のまちづくりを進めます。
- ◆ 暮らし方を考え、身近なところから有害化学物質を減らす努力をします。
- ◆ 子どもや妊産婦、化学物質過敏症*の人などを含む全ての市民の健康に配慮した施策を進めます。

現状と課題

- ・ 私たちは日常生活や事業活動の中で、食品中の保存料や合成着色料、農薬や殺虫剤、塗料や接着剤などの化学物質を原材料や製品といった様々な形で利用し、それらを大気や水、土壌といった環境に排出しています。
- ・ 学校や公共施設から有害化学物質を可能な限り減らしていくことが必要です。
- ・ 住宅や学校、病院などに隣接する地域での農薬などの有害化学物質の使用は、可能な限り抑えていく必要があります。
- ・ ダイオキシン類*については、大気・土壌の調査を毎年実施しており、環境基準*以下になっていますが、引き続き、監視する必要があります。
- ・ 地下水（井戸水）の水質を調査した結果、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の値が環境基準を超えていましたが、これには窒素肥料の使用などの影響が考えられます。
- ・ 建築物の解体作業に伴うアスベスト*の発生については、アスベスト関連法*に基づいた適正な処理が行われていますが、今後も対策を続けていく必要があります。

施策の基本方針と具体的な取組

●有害化学物質に関する情報提供

- 環境ホルモン*や有害化学物質の情報は日々更新されており、その量も膨大であるため、情報の整理を行うことで、分かりやすく提供するように努めます。
- シックハウス*・シックスクール*対策の情報提供に努めます。
- 事業者と医療機関、各指導機関とが連携して、有害化学物質対策にあたります。

●有害化学物質の発生抑制

- ダイオキシン類の発生の原因となる物質を暮らしの中からもなるべく減らしていき、「買わない・使わない・燃やさない」を徹底します。
- 市内の行事などで有害化学物質を含む製品を使わないようにします。
- 野外焼却[※]によるダイオキシン類発生の危険性を広く知らせ、地域ぐるみで防ぎます。
- ダイオキシン類を発生させる農業資材[※]の削減と回収、リサイクルを心がけます。
- フロン[※]ガスが大気に拡散することを防止するため、フロンガス回収の情報提供をします。フロンを排除した製品を推奨します。
- 学校などの公共施設や大勢の人の集まる場所では、そこを利用する人の健康に特に配慮し、シックハウス・シックスクール対策を優先して行います。
- 殺虫剤などの身近にある有害化学物質は、人体や環境に与える影響に配慮し、必要以上に使用しないようにします。
- 農薬使用者は、周辺住民や消費者の健康に配慮した農薬の使用回数や量を確認し、使用するのとともに、近隣住民への周知を徹底する必要があります。
- 使用禁止となった古い農薬は、管理者が責任を持って処分します。

各主体が実行すること

市民

- 身の回りの有害化学物質についての情報を積極的に収集し、それを含む製品などを「買わない・使わない・捨てない」ようにします。
- 家庭の植栽の管理には農薬などに頼らない方法で行うよう努めます。

事業者

- 有害化学物質を発生するおそれのある製品は、作ったり売ったりしないように努めます。
- 有害化学物質対策に取り組み、消費者への情報提供などを積極的に行います。
- 農薬を販売する際には、適正な量や使用方法について周知します。
- 建物の解体工事の際には、アスベスト関連法を守ります。

行政

- ダイオキシン類の発生を抑制するために、ごみの減量と分別の啓発、野外焼却の防止に努めます。
- 有害化学物質に関する情報の整理・提供を行い、迅速な指導に努めます。
- 有害化学物質の危険性などについて市民が学習する機会を設けます。
- 光化学スモッグ[※]情報を学校や市民にいち早く知らせ、健康被害を防ぎます。
- 家庭の植栽の管理には農薬などに頼らない方法を周知します。
- アスベスト関連法を守るよう指導および啓発に努めます。

2 自然環境を守り育てる

豊かに広がる木々の緑や川のせせらぎ、そこに住まう様々な生き物など、自然は人に多くの恵みと安らぎを与えてきました。本市の自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくために、私たちは自然との共生を実現しなければなりません。

4 森や緑や生き物を守り育てよう

急速な経済活動の発展や産業構造の変化、開発などの影響により、豊かだった森や緑は徐々に失われつつあります。身近にある自然環境を守り、育てていくために何ができるのかを、私たちは考え、実行していく必要があります。

環境の具体的な目標

- ◆ 斜面林*・屋敷林*・社寺林*などの減少の防止に努めます。
- ◆ 渡り鳥・魚類などの生き物の生息拠点の確保のため、河川やその周辺の緑地を保全します。
- ◆ 生態系に配慮した動植物の保全を推進します。
- ◆ 温暖化を防ぎ、人に安らぎを与える樹林や緑地を保全・創造します。
- ◆ 公共施設や事業所、住宅の緑化を推進します。
- ◆ 市民・事業者・行政や各種団体が協力して、樹林・緑地の保全と維持管理に努めます。

現状と課題

- ・ 本市においては、平成6年の調査による良好な緑地（川・水田・湿地・草地・斜面林・屋敷林・社寺林などの組み合わせで形成されるエリア）は6ヶ所ありましたが、近年の開発などの影響により、緑地面積は徐々に減少し、良好な緑地は失われつつあります。雑木林と呼ばれる二次林*を形成している落葉広葉樹のクヌギ・コナラ・イヌシデなどの落ち葉や伐採木は、かつてのように堆肥や薪炭に活用されることもなく、次第に手が入らなくなり荒れてしまっています。それらの樹林や緑地はほとんどが個人所有であるため、相続などの問題で減少する傾向にあり、中でも山林はこの30年あまりの間に4分の1以下に減少しています。
- ・ 本市には、樹林地を守ることを目的として買い取った緑地公園が8か所、借地の市民緑地*などが12か所（3.0ha）、あり、その一部で市民参加の管理を行っています。
- ・ 鎌倉道が通る斜面林や湧き水を有する「石井緑地公園」は、自然に近い形の緑地公園として整備され、市内環境団体が地域住民や行政と協力して、この公園の保全に取り組んでいます。
- ・ 平成13年には、樹林地保全のための緑地保全基金*を設立し、諏訪・氷川の森の一部と貝戸の森を買い取りました。諏訪・氷川の森の残りの部分についても、保全の要望書が市内環境団体より提出されています。
- ・ 市街地の拡大により、森林植生が失われ、鳥や昆虫、狐、狸、いたちといった動物や植物の生息域が減少しています。その保全には生態系の観点が必要であり、生態系ピラミッド*とそれを支える土、水、空気、太陽光といった自然のしくみ全体を保全したり、ピオトープ*を創造することによって作り出したりすることが必要です。

- ・ 市民が身近な公園や緑地の維持管理を行いやすいように、その活動を支援する制度の創設や、利用の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・ 民有緑地の保全作業にボランティアが参加できるようにするため、専門家を含めたコーディネーター制度などが必要です。
- ・ 樹林や緑地が減少している原因として相続などの問題がありますが、そのような理由で減少している樹林や緑地の保全のための対策を、市民と行政が一体となって関係各方面へ呼びかけることが大切です。

施策の基本方針と具体的な取組

●身近な緑の保全

- 市民の財産である緑を守るため、緑地保全基金の充実を目指し、地域での募金活動を進めます。
- 市民・事業者・行政が連携して、地下水・湧き水・雨水を利用した緑や、ビオトープを創造します。
- 公共施設や事業所、商業施設などの緑化を目指し、屋上緑化[※]や壁面緑化[※]などを検討します。
- 公園・緑地の整備を行う際には、昔からそこにある樹木を最大限残すよう努めます。
- 公共施設などの落ち葉の堆肥化に努めます。

●野生動植物などの生態系の保全

- 野生動植物をむやみに採取したり、捕獲したりしません。
- 動植物の生息地の確保と適切な管理に努めます。
- 動植物の生息地を確保するため、樹林地や緑地の減少を防ぐよう努めます。
- 動植物の生息地を確保するため、農業用水路や湧き水、地下水などを活用します。
- 輸入動植物は、自然界に放置すると生態系を脅かすので、所有者は責任を持って飼育・栽培します。

各主体が実行すること

市 民

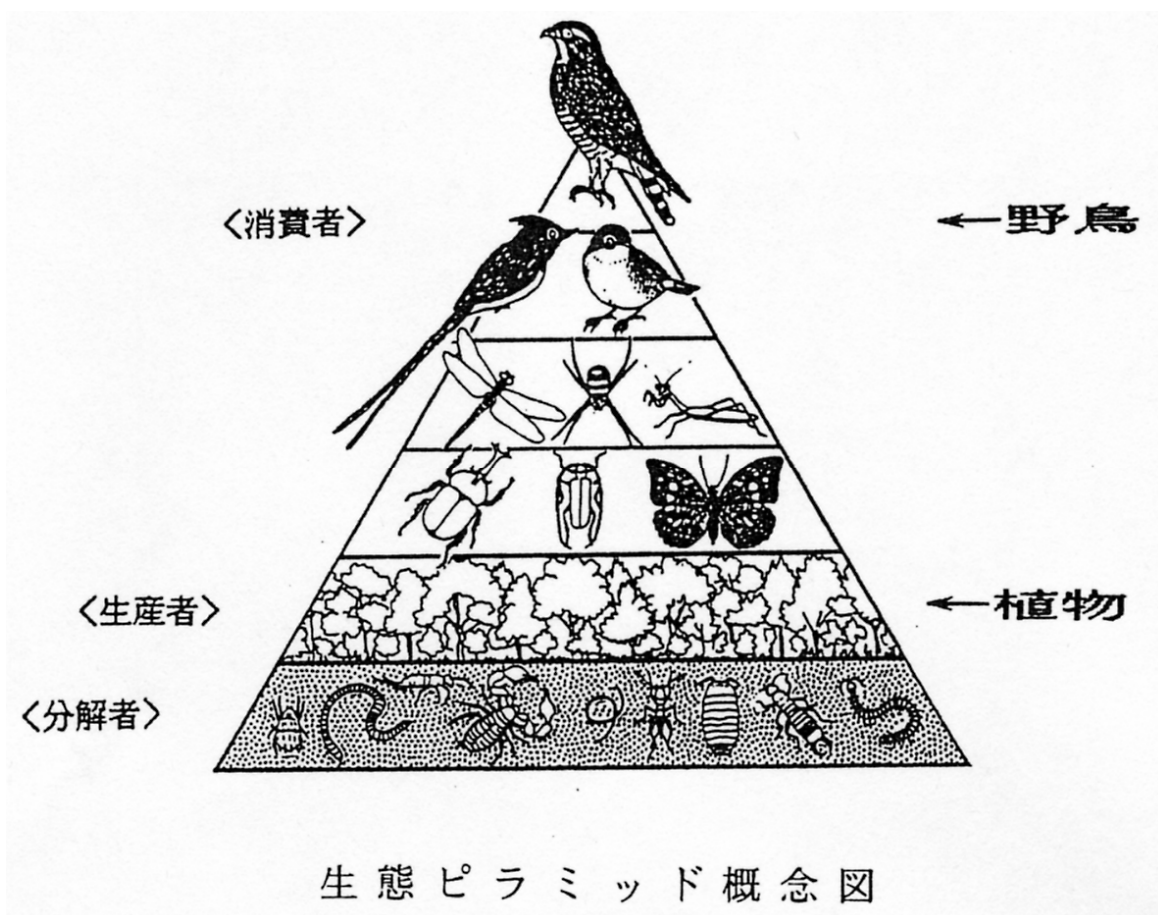
- 行政や事業者と協力し、樹林・緑地の維持管理に努めます。
- 宅地への植樹、生垣、庭などの緑化を生態系に配慮しながら積極的に進めます。
- 落ち葉や刈り草を土づくりに活用します。
- 身近な動植物の生息地の調査や管理などを行います。
- 輸入動植物は、所有者が責任を持って飼育・栽培します。

事業者

- 遊休地^{*}の活用を、市民や行政に提案します。
- 緑地保全に協力します。
- 敷地内の緑化率^{*}を高め、屋上緑化、壁面緑化を積極的に進めます。
- 輸入動植物を販売するときは、責任を持って飼育・栽培するよう啓発します。

行政

- 「緑の基本計画^{*}」に添って、地域バランスの取れた公園整備による緑の確保を図ります。
- 公共施設に壁面緑化などを取り入れることにより、緑化に努めます。
- 公共事業では樹木や林を生かす設計を基本にし、やむを得ず伐採した樹木分は植樹するよう努めます。
- 残された民有樹林地や屋敷林を保全するために、小規模でも保存樹林に指定し、所有者の維持管理費の負担軽減について検討します。
- 定期的に現況調査を行い、動植物などの生息マップを作成します。
- 市民参加により、動植物の生息地や緑地の調査をする機会を設けます。
- 事業者や個人が所有する樹林地や緑地の保全のための支援をします。
- 輸入動植物の自然界への放置が、生態系に及ぼす影響について啓発します。



5 水を大切にすまちづくりを進めよう

荒川や新河岸川の支流である多くの河川と湧き水を有する本市は、昔から水の豊富な地域でした。豊かな水資源を大切にしていくために、「水循環」に配慮したまちづくりをみんなで進めていく必要があります。

環境の具体的な目標

水を大切にす生活をします。
湧き水の保全に努めます。
河川や水路の水質浄化を進めます。
河川や水路を大切にします。

現状と課題

- ・ 本市は、地形的に「水」が豊富に集まる地域であるため、古くから人が住みやすい環境でしたが、水害の心配に悩まされた地域でもありました。そのため、河川改修の実施や遊水地・排水ポンプの整備を進め、その不安は減少してきています。
- ・ 武蔵野台地の端に位置する本市にとって、その成り立ちをもあらず湧き水は、水に恵まれた地域性を示すシンボルとして大切なものです。富士見市環境施策推進市民会議 が平成17年度に行った調査により、市内には29か所の湧き水があることが確認されましたが、この中には宅地開発などにより本来の湧出点がふさがれ、側溝を伝って流れ出ているものも含まれており、良好な状態の湧き水は少なくなっていることから、その保全について考えていく必要があります。
- ・ 河川については、水質のよりいっそうの浄化が必要です。さらに雨などの大気中の水から地下水脈までの「水循環」を視野に入れた、水を大切にす生活を実行していく必要があります。
- ・ 河川に流れる水は、途中でより大きな川と合流し、最終的には海に流れ込みます。身近な河川にごみを捨てることが、地域の水環境だけでなく、海の環境をも汚していることを認識し、その防止に努めていく必要があります。

施策の基本方針と具体的な取組

水資源の保全と湧き水の保全

水源確保のため、湧き水と周辺緑地の保全に努めます。
湧き水周辺を、生態系に配慮しつつ適切に整備します。
湧き水の保全とともにその活用にも努め、市民の認知を広げてその価値を高めます。
雨水を資源としてとらえ、貯水利用を進めます。
雨水浸透施設 や透水性舗装 の導入に努めます。

河川、水路の水質浄化

河川だけでなく、その周囲の自然環境も一体として保全を進めます。
河川、水路の保全のための啓発を行うことにより、市民一人ひとりに河川、水路に関心を持ってもらうよう促します。
未処理の生活雑排水の流入を防ぐために、その原因を調査し改善に努めます。
水質汚濁を軽減するため、環境にやさしいせっけん製品を使用する取り組みを進めます。

各主体が実行すること

市民

湧き水に親しむよう心がけるとともに、湧き水やその周辺の環境を汚さないよう努めます。
敷地内にはなるべく土の面を残して舗装面を可能な限り少なくし、また雨水浸透ますを設置するよう心がけます。
住宅の新築・改築の際は、雨水タンクなどの雨水利用施設の設置を検討します。
住んでいる地域の実情に合わせて、公共下水道あるいは合併処理浄化槽により、生活雑排水を適正処理します。
エコクッキングを心がけ、野菜くずや廃油などをそのまま流さないようにします。
水質を悪化させないよう、水中での分解性がよいせっけん製品を使用します。

事業者

敷地内にはなるべく土の面を残して舗装面を可能な限り少なくし、また駐車場には透水性舗装を導入するなど、雨水浸透施設の設置を心がけます。
雨水利用施設の施工について研究し、雨水利用を施工主に勧めるよう努めます。
事業排水を適切に処理します。

行政

湧き水の保全に努めます。
公共施設への雨水浸透施設や透水性舗装、雨水利用施設の導入に努めます。
雨水の有効利用や地下浸透促進についての周知に努めます。
公共下水道の整備を進め、個別接続を推進するとともに、未整備地域については合併処理浄化槽を設置するよう啓発します。
水質の状況についての情報を公開し、市民が関心を高めるよう促します。

3 環境に配慮したまちをつくる

持続可能な循環型社会をつくっていくためには、私たちが暮らすまちにおいても、環境への配慮が求められています。地球環境に配慮した、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりを行い、環境にやさしいまちを目指していく必要があります。

6 きもちよく暮らせるまちにしよう

すべての人が歩いていて気持ちのよい、安全なまちづくりをするために、身近に豊かな自然があり、愛着を持って暮らせる環境をつくっていく必要があります。

環境の具体的な目標

- ◆ 豊かな自然や里山*が身近にあるまちにします。
- ◆ だれでも安心して歩けるまちにします。
- ◆ 愛着をもって、生活できるまちにします。
- ◆ 親しめる商店街のあるまちにします。
- ◆ 流れあえる川の流れるまちにします。

現状と課題

- ・ 人口に対して公園面積が少なく、公園設置の要望が強い状況ですが、空地がない、財政的に用地確保が難しいなどの問題があります。また、地域によって公園の有無にばらつきがあります。
- ・ 開園から30年以上経過している公園では、樹木の太木化が目立ち、近隣住民から落ち葉の苦情が増えています。市民・事業者とともに落ち葉対策を考えていく必要があります。
- ・ 富士見川越有料道路の料金所を避けた自動車が、市内に多く入ってきていますが、道路は狭く歩道も少ない状況であり、通過車両を減少させる対策が必要です。また、車いすやベビーカーも安全に通れる歩道の整備も必要です。

施策の基本方針と具体的な取組

●豊かな自然や里山が身近にあるまち

- 市内に昔からある樹林、植物を保全し、身近な緑地として活用します。

●だれでも安心して歩けるまち

- 歩行者や車いす、視覚障がい者も安心して往来できるような歩道や公共施設の整備を検討します。
- 自転車の利用を促すため、利便性の高い駐輪場の確保などに努めます。
- 放置自転車対策をさらに推進します。
- 自動車の利用を減らすため、駅を中心とした市内循環バスの運行などにより、公共交通機関の利用を促進します。
- 捨て看板は、速やかに撤去します。

●愛着をもって生活できるまち

- 地域の植生を考慮した公園や緑地を設置します。
- 緑化樹木は、地域の植生にあったものを植えます。
- 子どもから大人まで安らげる、原っぱのある公園の創造を検討します。

●親しめる商店街のあるまち

- 商店街が元気になる方策を検討します。
- 商店街に植栽やベンチなどの設置を検討し、親しめる商店街を目指します。
- 商店街で地元産農産物などを積極的に取り扱うよう努めます。

●ふれあえる川の流れるまち

- 川周辺のごみ拾いや川に関係するお祭りなど、川に親しむ機会をつくります。

各主体が実行すること

市民

- 徒歩や自転車、公共交通機関などを利用して自動車の使用を減らします。
- エコ商店を利用します。
- 公園の管理について関心を持ち、協力します。
- 街路樹の落ち葉の清掃などに協力します。
- 里山の地権者との保存協定を結んで里山を保全します。
- 身近な河川の清掃活動などに参加するよう努めます。

事業者

- 地元産農産物を積極的に取り扱い、地産地消[※]に努めます。
- 地域の逸品制度の普及に努めます。
- 環境重視の商品を扱い、エコ商店を目指します。
- 消費者に分かりやすい環境情報を提供します。
- 消費者が買い物しやすい店舗作りに努めます。
- 捨て看板を設置しません。

行政

- 都市計画の方針に基づいて、本市の将来を十分に考慮したまちづくりを行います。
- 利便性の高い馬車輪場の確保などに努めます。
- 市内の道路や公共施設に、点字ブロックや誘導設備、段差の無い通路などの設置に努めます。
- 公園の地域格差を減らすために、公園の適正な配置と必要面積の確保に努めます。
- 公園などの樹木には、地域の植生にあったものや、在来種を植えるよう努めます。
- 緑地保全基金を活用し、緑地の保全に努めます。
- エコ商店やエコ商店街*を支援します。
- 里山の保全を支援します。
- 子どもから大人まで安らげる、原っぱのある公園の創造を検討します。
- 身近な河川と親しむための機会を提供します。

7 環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう

農業生産については、自然環境や食べる人の健康に配慮した、環境にやさしい農業が求められています。そのような取り組みを推進していくために、減農薬や減化学肥料といった栽培方法や、地産地消の考え方などを広めていく必要があります。

環境の具体的な目標

- ◆ 環境にやさしい農業の推進に努めます。
- ◆ 地元産農産物の食の推進を図ります。

現状と課題

- ・ 平成17年の調査では、本市における農家戸数は802戸、経営農地面積は565haになっています。そのうち、専業農家^{*}は90戸、第一種兼業農家^{*}は33戸、第二種兼業農家^{*}は478戸となっていますが、第一種兼業農家については平成12年に行われた調査結果からほぼ半分にまで減少しており、農業従事者の兼業化が進んでいることが分かります。
- ・ 農地の管理については、農業従事者の担い手不足などによる耕作放棄により、遊休農地が増加傾向にあります。これらは、防犯や防火上の問題となるほか、ごみの不法投棄の原因にもなっています。
- ・ 市内の道路照明は生活を送る上で必要なものですが、照明機材による光害^{*}が水稻、ほうれん草などについて一部出ており、農作物への被害を抑えるための対策が必要です。
- ・ 本市では主に、少量多品目の栽培と専門的な複合生産が行われています。埼玉県には減農薬、減化学肥料栽培により生産した農産物を認定する特別栽培農産物認証制度^{*}があり、環境にやさしい農業の推進が図られています。
- ・ 水稻農薬空中散布は、以前は行われていましたが、付近住民の健康や環境への影響が憂慮されるため、廃止されました。
- ・ 乾燥による土ぼこりや豪雨時の土砂流出を防止するための対策を、引き続き行っていく必要があります。
- ・ 学校給食には米やほうれん草、かぶ、小松菜などに地元産のものを取り入れています。今後もさらなる地産地消の取り組みが必要です。
- ・ 市内の農業・酪農従事者により、廃ビニールなどの農業資材のリサイクルや、家畜の糞の堆肥化など、環境にやさしい農業の取り組みが行われていますが、そのような取り組みが市民に認知されることが重要です。

施策の基本方針と具体的な取組

●環境にやさしい農業の推進

- 減農薬、減化学肥料による栽培といった環境にやさしい農業を推進するため、埼玉県の特別栽培農産物認証制度の認定の推進を図ります。
- 遊休農地については、市民農園の拡大や農地の保全のため、農業の担い手への情報提供や助言などの対策を検討します。

- 土ほこり対策や地力増進のために、農業従事者は冬季の畑で作付け予定のない場合、麦や緑肥※の栽培に努めます。行政は種子などの現物支給を推進します。
- 農作物への光害防止のため、光が拡散しにくい照明機材の設置など、その被害を最小限に抑えるための対策を検討します。

●地元産農産物の食の推進

- 本市の農業に対する理解を深めるため、地元産農産物を学校給食に導入する取り組みを、積極的に推進します。
- 環境にやさしい農業を推進するため、商店会や直売所といった様々なところで地元産農産物を販売するなど、地産地消の取り組みを進めます。また、共通シールや特別栽培農産物の販売店の育成を図ります。

各主体が実行すること

市 民

- 環境にやさしい農業でできた農産物を優先的に購入します。
- 地元産農産物を優先的に購入します。
- 市民農園の拡大と農地の保全のため、農業従事者と保全管理協定を締結します。

事 業 者

- 農業従事者団体などは、埼玉県の特別栽培農産物認証制度に組織的に取り組みます。
- 農業従事者は土壌診断による適切な肥培管理や適切な病害虫発生予防を実施し、環境にやさしい栽培方法に努めます。
- 農業従事者は、農地の保全のため、市民との農地保全管理協定を締結します。
- 農業従事者は冬季の畑で作付け予定のない場合、麦や緑肥を栽培します。
- 農業従事者団体などは、地元産農産物の学校給食への拡大に協力します。

行 政

- 埼玉県の特別栽培農産物認証制度の認定を推進します。
- 環境にやさしい農業に取り組む農業従事者団体などへの支援に努めます。
- 農業従事者と市民の農地保全管理協定の周知に努めます。
- 麦や緑肥の種子などの現物支給を推進し、土ほこり対策や地力増進を支援します。
- 光が拡散しにくい照明機材の設置・改修に努めます。
- 学校給食の献立に、地元産農産物を積極的に取り入れ、子どもたちへの農業教育を行います。
- 地元産農産物が市内で流通するような制度や共通シールを検討します。
- 県の認証農産物を販売する店の周知に努めます。

8 安心して住みつつげられる環境を確保しよう

事業活動や日常生活の影響により発生する環境汚染を防止し、改善していくことは、安心して暮らせるまちづくりのためには大切なことです。環境に配慮し、持続可能な社会をつくるために、みんなで対策を考え、実践していくことが求められています。

環境の具体的な目標

- ◆ 環境汚染の防止に努めるとともに、汚染が発生した場合には、その拡大の防止と解消に努めます。
- ◆ 事業活動や日常生活に伴って発生する窒素酸化物^{*}や浮遊粒子状物質^{*}などによる大気の汚染や、事業排水・生活雑排水による河川の汚濁などが及ぼす環境への負荷を低減し、環境保全に向けた取り組みを促進します。
- ◆ 環境汚染の防止に向けた取り組みを、着実かつ効率的に推進していくために、環境測定を実施するとともに、情報の収集と提供をおこないます。

現状と課題

- ・ 本市においては、大規模な工場や事業所が比較的少ないため、それらが原因となって引き起こされる環境汚染は発生しにくい状況です。大気・水質汚染の原因となる物質の測定値についても、県全体の平均を下回っている状況ですが、今後も引き続き監視していく必要があります。
- ・ 大気中の二酸化窒素^{*}については、自動車から出る排気ガスの影響を受けやすい主要交差点を中心に測定を行っていますが、全ての地点において環境基準を下回っています。
- ・ 酸性雨の原因にもなっている硫黄酸化物^{*}のうち、二酸化硫黄^{*}については全県的に環境基準を達成しており、市内に大きな発生源もないことから、自然環境と人の健康の双方について、特段の問題とはなっておりません。
- ・ 市内における浮遊粒子状物質についても、環境基準を大きく下回っています。また、県全体で見た場合でも、浮遊粒子状物質の平均濃度は年々減少しており、今後もさらなる改善が期待されます。
- ・ 光化学スモッグの発生原因である光化学オキシダント^{*}については、一時期に比べて健康被害は減少しているものの、環境基準については全県的に上回っている状態であり、根本的な問題の解決にはいたっていません。
- ・ 大気と土壤に含まれるダイオキシン類については、いずれの測定結果も環境基準を大きく下回っている状況ですが、引き続き監視していく必要があります。
- ・ 河川などの水質については、全体として一時期よりも改善が図られつつありますが、汚濁の原因となる河川へのごみの不法投棄や未処理の事業排水・生活雑排水の流入が無くなったわけではありません。事業活動や日常生活における環境への影響について十分に認識し、自らの行動を見直すことが、問題解決のための大きなカギとなっています。

施策の基本方針と具体的な取組

●環境汚染の防止

- 事業者による大規模な環境汚染の発生を防止するために、監視と測定に努めるとともに、汚染が発生した場合には、その拡大の防止と解消に努めます。
- 環境汚染の防止に向けた対策を推進するために、市民が行う身近な環境の調査を支援し、その測定結果の活用を図ります。
- 広範囲にわたる環境汚染については、それを未然に防止するための啓発や情報提供を行い、汚染が発生した場合には、県や近隣自治体と協力してその解決を図ります。
- 環境汚染を防止するために、事業者に対して情報の提供や助言、指導を行うとともに、必要に応じて支援を行います。
- 県や近隣自治体との連携を強化し、環境汚染を防止するための取り組みを効果的に行います。

各主体が実行すること

市 民

- 日常生活における環境汚染との関わりについての理解を深め、環境への負荷をできるだけ低減するために、水質や大気といった身近な環境の調査と測定、自家用車の使用の抑制、アイドリングストップ、生活雑排水による河川汚濁の防止を継続して実行していきます。
- 仲間づくりや子どもへの啓発などを通して、環境汚染についての理解を深めます。

事 業 者

- 自己の事業活動から生ずる環境への負荷を常に把握し、その抑制に努めます。
- 環境汚染の発生を防止するために、適切な対策をとります。

行 政

- 環境汚染についての先進的な情報を収集し、市民や事業者へ提供します。
- 環境汚染を防止するために、市民や事業者に対して助言や支援、指導を行います。
- 環境調査と測定を実施します。
- 県や近隣自治体との連携を強化し、環境汚染を防止するための取り組みを効果的に行います。
- 市民や事業者と協力して、環境汚染の防止に向けた総合的対策を推進します。
- ダイオキシン類発生のおそれのある野外焼却の防止に努めます。

4 みんなの力を合わせる

望ましい環境像の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を一層活発にするため、環境学習や人材育成、環境情報の提供、参加と協働*の仕組みづくりを進めます。

9 身近な環境を市民が守り育てよう

これまで、環境保全活動は行政が主体となっていて行われてきましたが、これからの環境保全活動では、市民自らが将来の世代のために、何ができるかを考え、主体的に取り組むことが求められています。

環境の具体的な目標

- ◆ 市民による環境保全活動を活性化します。
- ◆ 環境保全活動に参加する市民のネットワーク化や情報の共有をはかり、活動の拡充を目指します。

現状と課題

- ・ まちの清掃活動や「花の植え付け」「公園の手入れ」など、市民・事業者の自主的な活動が続けられるようになってきています。
- ・ 環境保全活動を行うNPO・ボランティア組織が育ってきており、今後のさらなる発展が期待されます。
- ・ 市民による主体的な環境保全活動を支援し、その充実を図っていくことが必要となります。
- ・ 快適で清潔なまちづくりを目指して、「富士見市をきれいにする条例」が平成19年度に施行されました。今後は条例の主旨の実現に向けた行動をしていくことが必要です。

施策の基本方針と具体的な取組

●環境保全活動の活性化

- 環境調査や緑の保全といった、環境保全活動の企画や実践を主体的に行う市民を養成するために、学習機会の充実を図ります。
- 環境保全活動を行う市民団体の結成を広く呼びかけ、行政はその支援を行います。

●環境保全活動に参加する市民のネットワーク化

- 環境保全活動を充実させるために、参加する市民のネットワーク化を進めます。
- 環境保全活動を行う市民団体をコーディネートする機能を確立し、スムーズな運営と活動の拡充を図ります。

各主体が実行すること

市 民

- 自分達の住む街に愛着を持ち、主体的に環境保全活動を行います。
- 市民相互のネットワーク化を図り、環境保全活動を拡充します。
- 生態系の保全と、循環型社会の実現を目指した環境保全活動に取り組みます。
- 「富士見市をきれいにする条例」を守り、快適で清潔なまちづくりに努めます。

事 業 者

- 市民の一員として、従業員とともに環境保全活動に参加するよう心がけます。
- 環境保全活動を実施する市民を支援するために、事業所施設や機材、人材の提供に努めます。
- 周囲の環境や景観に配慮した事業活動を行うよう心がけます。
- 「富士見市をきれいにする条例」を守り、快適で清潔なまちづくりに努めます。

行 政

- 環境保全活動を行う市民団体など、主体的な市民の活動を支援します。
- 富士見市環境施策推進市民会議の主体的な活動を支援します。
- 「富士見市をきれいにする条例」の主旨の実現に向け、環境美化を推進するための美化推進計画を定め、快適で清潔なまちづくりを目指します。

10

環境教育は地域とともに進めよう

環境教育は、人間が環境に与える影響についての理解と関心を高め、次世代を担う子供たちの環境を大切にすることを育てるために重要な役割を果たしています。これからの環境教育は、学校だけでなく、家庭・地域・行政が連携して行うことが求められています。

環境の具体的な目標

- ◆ 環境問題に常に関心を持ち、自ら環境を守る実践的な態度の育成を図ります。
- ◆ 教職員一人ひとりが市内の環境問題について認識を深め、家庭や地域と連携し各学校の地域特性に応じた環境教育を推進します。

現状と課題

- ・ 各学校においては、各教科、道徳、特別活動、並びに総合的な学習の時間との相互の関連を図った全体計画、指導計画が作成され、それに基づいた環境教育が推進されています。また、日常的に節電や節水、ごみの分別回収を行うなどの具体的な実践も進められています。しかし、地域の環境問題を十分に踏まえ、その解決を目指した環境教育とはなっていない状況があります。地域特性を把握し、その特色を生かした教材づくりを進めることが課題です。
- ・ 教職員の本市の環境問題に関する認識を深め、共通理解に基づいた推進体制を確立することが課題です。
- ・ 地域の自然環境や社会環境を生かした環境教育を推進するため、家庭・地域・行政との連携をいっそう深めることが課題となっています。

施策の基本方針と具体的な取組

●環境教育に関する人材・教材整備

- 教職員を対象に研修会を開催し、本市の環境問題を踏まえた環境教育を推進する教職員の育成を図ります。
- 市と各学校が連携し、環境教育を補助・支援する人材などの充実を図ります。
- 本市の環境問題について学習し、認識を深めることのできるパンフレット類の充実を図ります。

●環境教育の計画的な実施

- 各学校の地域特性に応じ、本市の環境問題を踏まえた環境教育の指導計画の改善、充実を図ります。
- 各学校が、地域の自然環境・社会環境を教材とした環境教育を推進します。

●地域との連携の推進

- 地域の自然環境・社会環境を生かし、家庭・地域との連携を強化した環境教育を推進します。
- 事業所や富士見環境センター^{*}や利采館^{*}、交流センター、公民館などと連携した環境教育を推進します。

各主体が実行すること

市 民

- 各学校における環境教育を補助・支援します。
- 市民団体などは各学校と連携しながら活動を進めていきます。

事 業 者

- 各学校における環境教育を補助・支援するために、事業所施設や機材、人材の提供に協力します。
- 各学校と連携した環境保全活動を推進し、環境教育の充実に協力します。

行 政

- 教職員対象の研修会を開催します。
- 環境教育に活用できるパンフレットを充実させ、各学校に対し情報を提供します。
- 環境教育指導計画の改善、充実に図ります。
- 各学校は、地域の自然環境や社会環境を環境教育の教材として有効に利用します。
- 地域と連携して、環境教育を推進します。
- 富士見市市民人材バンク^{*}の充実に図るとともに、学校などに周知します。

11

みんなで環境について学ぼう・話そう

市民・事業者・行政が一体となって環境問題を解決していくためには、一人ひとりが環境に対する知識と関心を持ち、互いに環境に関する情報を提供したり交換したりする場や、様々な意見やアイデアを交換する場が必要となります。

環境の具体的な目標

- ◆ 市民・事業者・行政の三者が一体となって、地域における環境保全に取り組んでいくための学習機会を充実し、環境問題に対する意識の向上を図ります。
- ◆ 市民・事業者・行政による環境情報の相互発信を通し、環境問題に対する共通行動を取れるようにします。

現状と課題

- ・ 富士見市環境施策推進市民会議が組織化され、環境パトロールや市内の行事でのごみ分別クイズなどを通して、市民の意識向上を図っています。
- ・ テレビや雑誌などから環境についての情報を目にする機会が多くあり、市民の意識も高くなってきています。しかし、人によって関心のある環境問題が異なるので、様々な問題について幅広く学ぶ姿勢が必要です。

施策の基本方針と具体的な取組

●学習機会の充実

- 環境問題についての学習機会を設け、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。その際、事業者へも積極的に支援するよう働きかけます。
- 行政が中心となり、地域の環境保全や自然保護に関する専門的知識や技能を持った市民・事業者を発掘するとともに、富士見市市民人材バンクへの登録を進め、登録者を学習会などで積極的に活用できるよう周知します。

●環境情報の相互発信

- 市民・事業者・行政のそれぞれが相互に環境情報を交換し、環境問題に対して共通行動を取れるよう努めます。

各主体が実行すること

市 民

- 環境学習会や環境保全活動へ積極的に参加し、また自ら環境情報を交換するように努めます。
- 富士見市市民人材バンクへ積極的に登録するとともに、その活用に努めます。

事 業 者

- 環境情報の提供と交換を行います。
- 環境保全学習への連携・協力を努めます。
- 富士見市市民人材バンクに積極的に登録するとともに、従業員にも登録を呼びかけます。

行 政

- 市民と事業者が環境への理解を深め、環境にやさしい生活や事業活動を推進するよう啓発します。
- 環境負荷の低減を図る意識づくりのため、環境教育や生涯学習の体系的推進に努めます。
- 積極的な環境情報の提供と交換のための場や機会を設けます。
- 環境保全のための専門的知識や技能を持った人材を発掘し、富士見市市民人材バンクへの登録を推進するとともに、登録者を学習会などで積極的に活用できるよう周知します。

12

みんなで計画を実行し、評価しよう

市民・事業者・行政が連携しながら本計画を実行し、相互に評価していくことで、富士見市環境基本計画の描く望ましい環境像の実現を目指します。

環境の具体的な目標

- ◆ 本計画の実行計画を策定し、可能な限り具体的な数値目標を設定します。
- ◆ 市民・事業者・行政が取り組む各施策の実施状況と目標達成度を把握し、その要因分析を行い、結果を公表します。
- ◆ 市民・事業者・行政が実施する施策については、お互いに支援します。

現状と課題

- ・ 具体的な数値目標の設定を、改定後の5年間で設定していく必要があります。
- ・ 平成18年度の市民意識調査によると「水と緑に親しむまちづくり」の満足度については「満足」が49.7%、「不満」が36.7%となっており、「ごみの減量化・資源化」の満足度については「満足」が63.4%、「不満」が29.3%となっています。
- ・ 毎年、年次報告書「富士見市の環境」を作成し公表しています。

施策の基本方針と具体的な取組

●具体的な数値目標の設定

- 本計画の実行計画を策定し、可能な限り具体的な数値目標を設定することで、その進行管理を行います。
- 本計画の掲げる目標の達成状況を評価し、その結果を公表します。

●市民・事業者・行政の連携の推進

- 市民・事業者・行政の環境保全活動を、お互いに支援します。
- 市民・事業者・行政が本計画を連携して推進し、相互に点検・評価を行います。

各主体が実行すること

市民

- 計画の進捗状況や目標達成度を把握するための意識調査に協力します。
- 事業者や行政と情報を交換し、実行・評価に役立てます。

事業者

- 計画の進捗状況や目標達成度を把握するための意識調査に協力します。
- 取り組んでいる環境保全行動を積極的に公表します。
- 市民や行政と情報を交換し、実行・評価に役立てます。

行政

- 市民や事業者と情報を交換し、施策の運営に役立てます。
- 市民や事業者对环境に対する意識調査を行い、計画の進捗状況を把握します。
- 年次報告書「富士見市の環境」を作成し、公表します。
- 本計画の進行管理を行うために、実行計画を策定するとともに、可能な限り具体的な数値目標を設定します。

第4章 重点テーマ「地球温暖化対策」

1 重点テーマの考え方

近年、多発する異常気象の一因ともいわれている地球温暖化問題は、全人類に共通する課題とされており、国際社会においては「気候変動枠組条約^{*}」の締結や「京都議定書^{*}」の合意・発効が行われ、日本においては「地球温暖化防止対策推進法^{*}」や「地球温暖化防止対策推進大綱」の制定、「京都議定書目標達成計画」の策定・推進といった対策を進めています。

日本における温室効果ガスの排出の大半は産業活動に起因したものであり、徹底した省エネルギーやクリーンエネルギーへの転換などの取り組みにより、その排出量は徐々に減少してきています。その一方で、私たちの日常生活から排出されている温室効果ガスは増えつづけており、可能な限り資源やエネルギーの無駄使いを排除して、省資源やリサイクルに努めることなどを実行し、私たちのライフスタイルを見直していくことが欠かせません。

このような背景を考慮して、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくべき重点テーマとして、「地球温暖化対策」を掲げます。

2 重点的に取り組む項目

地球温暖化対策のために重点的に取り組む項目を第3章の中から3つ取り上げました。

エネルギーを大切にしよう

平成18年度の速報値における日本の温室効果ガスの排出量は13億4千100万トンであり、このうちの11億8千400万トンがエネルギーの消費に伴うものです。その9割以上がエネルギー起源のものであることから、その消費を抑えていくことが温暖化対策の要となっています。

市民が実行すること

- 今後ますます深刻化しつつある地球温暖化などの環境問題を、人類共通の課題として認識し、一人ひとりが自ら省エネルギーに努めます。
- 徒歩と自転車、公共交通機関の利用をできるだけ心がけます。
- 自動車を使用するときはアイドリングストップを心がけ、省エネルギーに努めます。

事業者が実行すること

- 冷暖房の適正な温度設定に努め、省エネルギーを推進します。
- 自動車を使用するときは、アイドリングストップなどのエコドライブを実行します。
- 低公害車の導入に努めます。

行政が実行すること

- 地球温暖化対策実行計画に基づき、自ら率先して省エネルギーを推進するとともに、その普及啓発に努めます。
- 市有車の低公害車導入をさらに推進します。

ごみを減らそう

ごみは回収や焼却、埋め立てなどのあらゆる場面でエネルギーを使用することから、二酸化炭素発生の大きな原因のひとつとなっています。処理に伴って発生する二酸化炭素の量を抑えていくために、排出されるごみの量をみんなで減らしていくことが求められています。

市民が実行すること

- 3Rを実践し、市作成の「ごみの出し方」パンフレットで示したルールに基づき、決められた曜日に、正しい方法で分別して出します。
- エコライフを心がけ、グリーンコンシューマーを目指します。
- マイバックを持参します。

事業者が実行すること

- 容器包装の削減に努めます。
- 循環型社会形成推進基本法に則り、生産者の責任を可能な範囲で実行します。

行政が実行すること

- ごみの削減のための具体的施策を進めることで、市民・事業者の意識向上に努め、ごみの回収費用の低減に努めます。
- グリーン購入を徹底します。

森や緑や生き物を守り育てよう

森や緑は、見る人の心を和ませたり、都市の景観を高めたりするだけでなく、二酸化炭素を吸収し、酸素を作り出す能力を持っており、地球温暖化問題を食い止める大きな力になると考えられています。森と緑、そこに住まう生き物などの自然を守り育てていくことが、二酸化炭素の削減のためには必要不可欠です。

市民が実行すること

- 行政や事業者と協力し、樹林・緑地の維持管理に努めます。
- 宅地への植樹、生垣、庭などの緑化を生態系に配慮しながら積極的に進めます。

事業者が実行すること

- 緑地保全に協力します。
- 敷地内の緑化率を高め、屋上緑化、壁面緑化を積極的に進めます。

行政が実行すること

- 「緑の基本計画」に添って、地域バランスの取れた公園整備による緑の確保を図ります。
- 公共施設に壁面緑化などを取り入れることにより、緑化に努めます。
- 残された民有樹林地や屋敷林を保全するために、小規模でも保存樹林に指定し、所有者の維持管理費の負担軽減について検討します。
- 事業者や個人が所有する樹林や緑地の保全のための支援をします。

第5章 計画の推進

1 各主体の役割

市民

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが日常生活の中で環境への取り組みを実行していくことが必要です。たとえ市民一人としてはほんの少しの取り組みであったとしても、市全体としてみると大きな取り組みとなって、良好な環境を維持していくための大きな力となるのです。

さらに、一人ひとりの取り組みに加えて、町会やPTA、マンション管理組合など、団体としての取り組みも非常に重要であり、個人では取り組みにくい行動を推進するためにも大きな役割を担っています。また、市内に住む人以外の人とも力を合わせて、環境に配慮した行動をしていくことも大切です。

事業者

事業活動が環境に与える影響の大きさを考慮し、企業利益の追求と環境への配慮を同時に行っていく姿勢が必要です。取り組みを効果的に進めるためには、エコビジネス^{*}への参入や、環境マネジメントシステム^{*}の導入などにより、取り組み状況や効果を検証するとともに、その結果を公表していくことが必要であり、そのような環境面での企業努力は、消費者からの評価につながります。

その実行には企業単体としてだけでなく、業界や地域と協力して取り組んでいくことも重要です。

さらに、経済活動の広域化を踏まえ、市内の環境に配慮するだけでなく、広く国内外での事業活動による環境への影響についても配慮していくことが期待されます。

行政

都市基盤の整備やごみの回収・処理などの市内のみを対象としたものから、地球温暖化問題やダイオキシン対策などの広域的な視野が必要とされるものにとるまで、環境に配慮した事業を率先して行っていくとともに、市民・事業者の協力を得るために、積極的な情報提供なども行っていきます。

また、自らも環境に配慮した事業活動を行うとともに、数値目標を設定し、進行管理を行います。

2 計画の推進体制

推進組織

- 富士見市環境施策推進市民会議

環境の保全・創造を目指す市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力しながら、お互いの自主的な行動を推進していくための組織です。

- 富士見市環境審議会

市長からの諮問に応じ、環境の保全および創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全・創造に関する基本的事項について市長に意見を述べます。

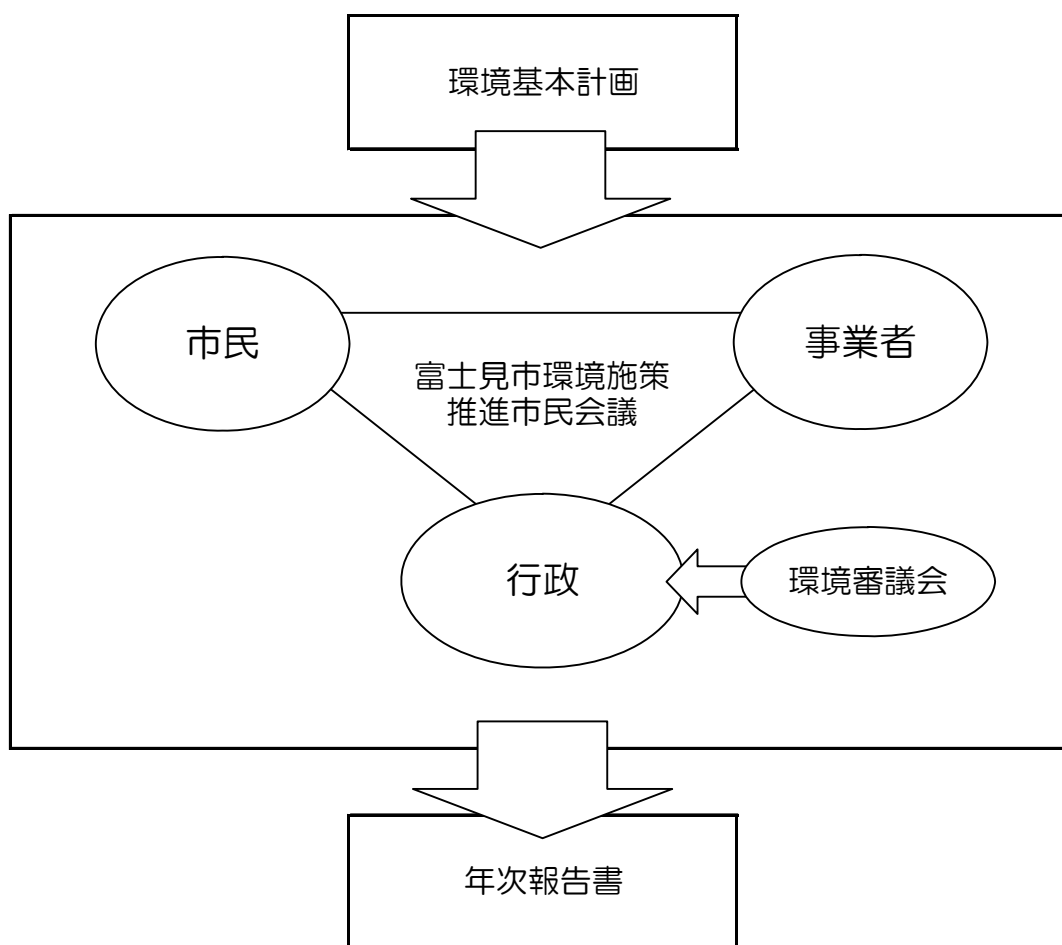
- 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

市役所内の総合的な調整を行う組織を設置し、環境施策についての検討・調整および計画の進行管理を実施し、年次報告書を作成します。

広域的な連携

地球環境問題をはじめとする広域的な対応が必要な環境問題については、国や県、近隣自治体と連携して、広域的な視野に立った取り組みを推進していきます。

《計画の推進体制》

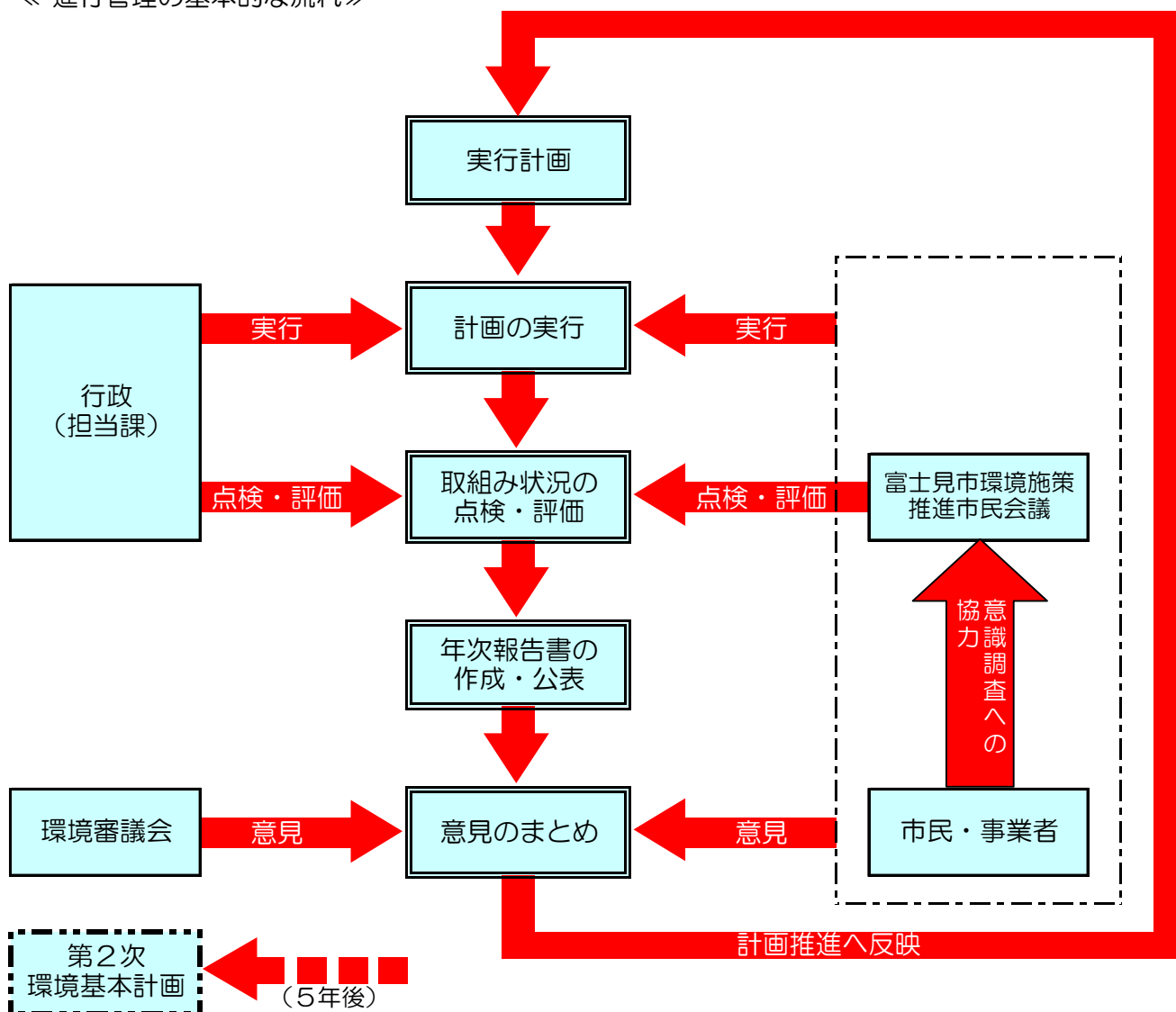


3 進行管理の方法

本計画の進行管理を行うために実行計画を策定し、目標の達成状況や実施状況を点検・評価します。

- ① 取り組み状況の点検・評価
市民・事業者の取り組み状況の点検・評価については富士見市環境施策推進市民会議が行います。行政の取り組みについては環境にやさしい都市づくり検討委員会が行うとともに、各主体のとりまとめを行います。
- ② 年次報告書の作成・公表
環境にやさしい都市づくり検討委員会は、点検・評価した各主体の取り組み状況についてとりまとめを行い、年次報告書の作成・公表を行います。
- ③ 意見のまとめ
作成・公表された年次報告書に対して、市民・事業者や環境審議会、富士見市環境施策推進市民会議から出される意見を収集し、次年度以降の計画の推進に反映させます。

《 進行管理の基本的な流れ 》



資料編

1 富士見市の概要

(1) 地勢

本市は埼玉県の南東部に位置し、県都さいたま市をはじめ、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町に接しています。面積は 19.70km²で、県全体の面積に対する割合は 0.51%となっています。

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれており、台地部はさらに諸河川の分断により、独立した小台地となっています。洪積層からなる武蔵野台地は、明治・大正初期には台地林が帯状に連なり、広大な雑木林を形成していましたが、現在はその大半が住宅地と畑作地帯で構成されています。一方、沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川という、2つの1級河川を擁する水田地帯となっています。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代に行われた河川改修によるもので、それ以前の荒川はびん沼川として、その面影をわずかに残しています。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土（ローム）でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海になっていたことによるものであり、台地縁辺部には当時の人々の生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。

(2) 市の位置

埼玉県の南東部分、首都 30 キロメートル圏に位置し、東は荒川を挟んでさいたま市に、北は川越市とふじみ野市、西は三芳町にそれぞれ接しています。

北緯	35度51分27秒
東経	139度32分58秒
海拔	8メートル~21メートル
東西	7.0キロメートル
南北	6.8キロメートル
面積	19.70平方キロメートル



(3) 沿革

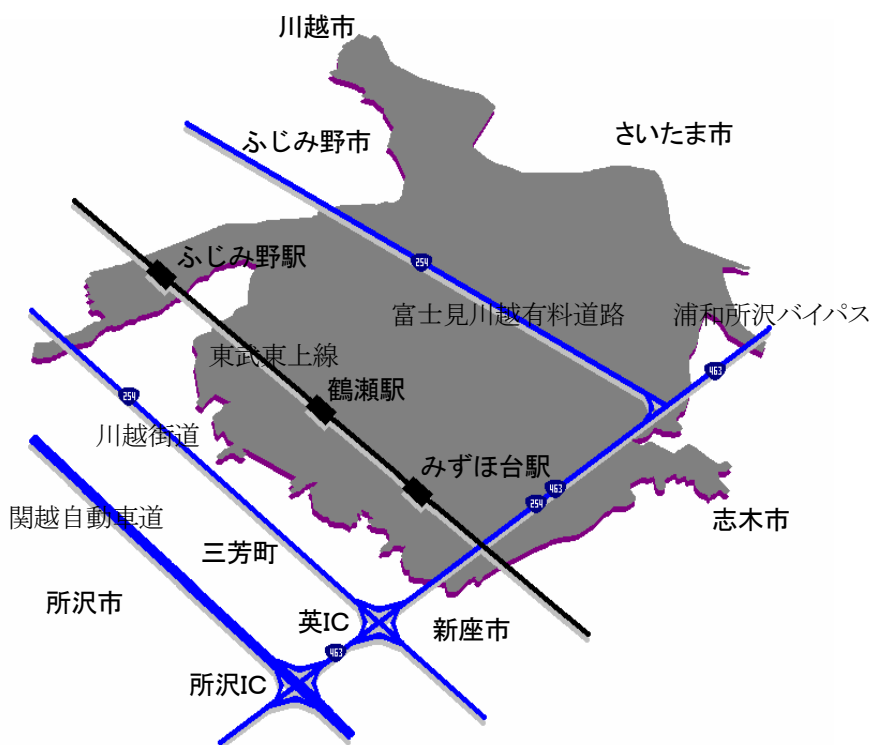
明治 22 年 4 月
 昭和 31 年 9 月 30 日
 昭和 39 年 4 月 1 日
 昭和 47 年 4 月 10 日

町村制が施行され、鶴瀬、南畑、水谷の各村ができる
 鶴瀬、南畑、水谷の3村が合併して富士見村が発足
 富士見村が町制を施行し、富士見町が発足
 富士見町が市制を施行し、富士見市が発足

(4) 交通

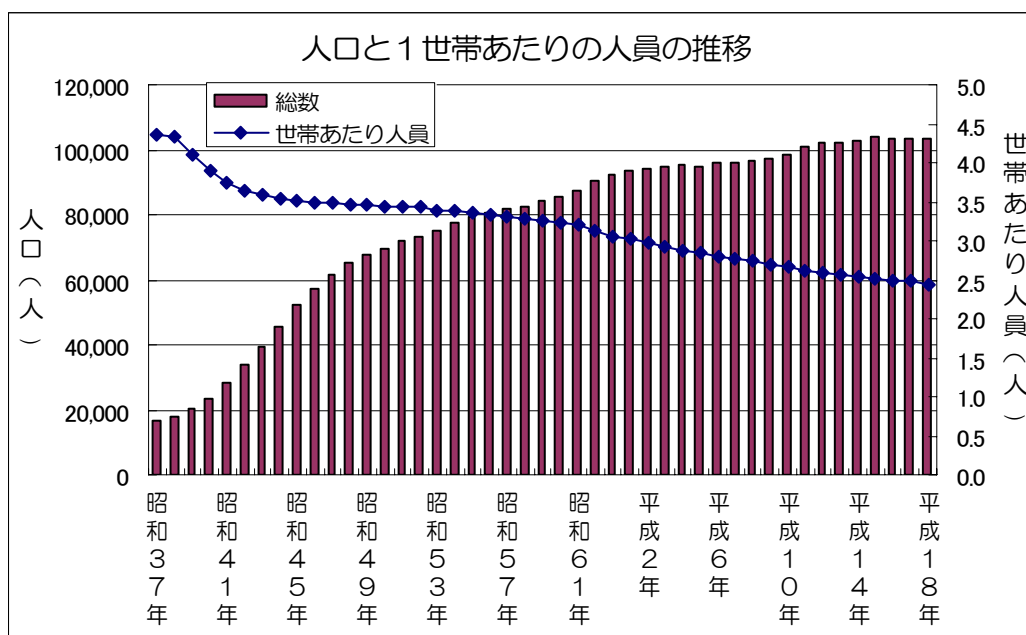
鉄道は、東武東上線が南北に貫通しており、みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の3駅が設置されています。鶴瀬から池袋までは約30分、有楽町までは約1時間となっており、首都圏への交通アクセスの良さがうかがえます。

道路は、周辺都市を結ぶ主要な道路として、南北方向に関越自動車道、国道254号（川越街道）、富士見・川越有料道路（国道254号バイパス）が、東西方向に国道463号（浦和所沢バイパス）が走っています。



(5) 人口

人口は、平成19年10月1日現在105,457人、43,990世帯となっています。昭和30年代から大規模団地の建設などにより、都市化と人口の急増が進んでいましたが、昭和45年をピークに、人口増加は落ち着きを見せ、平成5年には対前年比ではじめてマイナスとなり、ほぼ横ばいから微増となっています。また、世帯あたり人員の減少の割合が大きく、単身世帯や核家族世帯の増加がうかがえます。

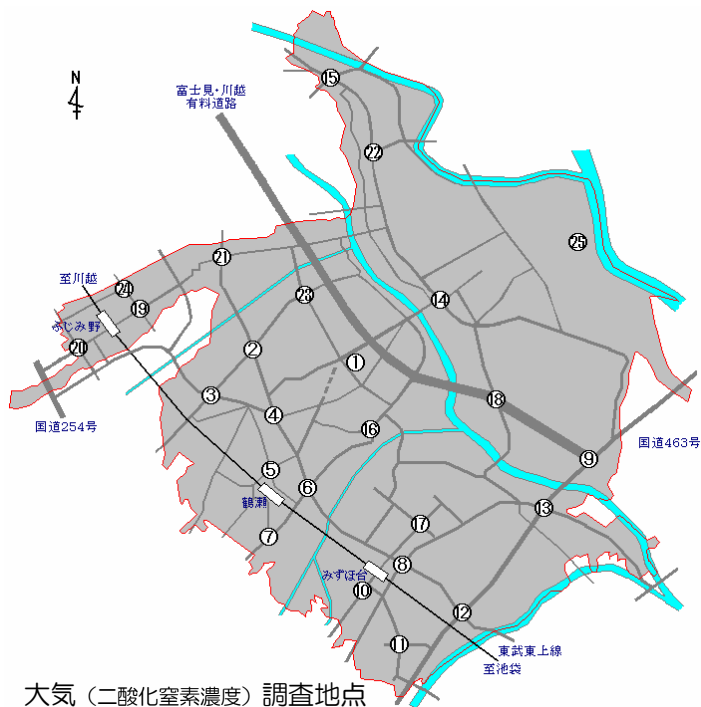


(6) 環境調査

① 大気

富士見市の今後の大気汚染・地球温暖化等の対策資料とすることを目的として、市では毎年2回（夏・冬）、市内の大気汚染の状況を把握するために、自動車等から排出される大気中の二酸化窒素濃度を市内主要交差点21か所、バックグラウンド（自動車等の排気ガスの影響が少ないと想定される地点）4か所の計25か所において調査を実施しています。

平成19年度の調査では、全ての地点で環境基準を下回りました。国道463号線に設けた調査地点（⑫水子横断歩道前・⑬岡の坂上）の数値が、他の地点よりも高くなっていますが、これは、交通量の非常に多い国道であることが要因の一つだと考えられます。



大気（二酸化窒素濃度）調査地点

大気（二酸化窒素濃度）調査地点一覧

地点番号	調査地点	地点番号	調査地点	地点番号	調査地点
1	富士見市役所前	10	マルエツみずほ台店前	19	ふじみ野駅東口入口
2	交差点名「渡戸」	11	セブンイレブン富士見針ヶ谷店前	20	ふじみ野駅西口入口
3	交差点名「上沢」	12	水子横断歩道前	21	交差点名「勝瀬」
4	交差点名「鶴瀬小前」	13	交差点名「岡の坂」	22	東大久保中
5	富士見交番前	14	交差点名「富士見高校入口」	23	富士見ニュータウン
6	交差点名「鶴瀬」	15	交差点名「東大久保」	24	勝瀬市境交差点
7	交差点名「鶴馬」	16	富士見台中学校	25	登戸馬場公園
8	交差点名「並木」	17	みずほ台中央公園		
9	交差点名「富士見有料入口」	18	エネオス富士見ハイパス給油所前		

主要交差点地点の二酸化窒素濃度結果一覧表（1日平均値） [単位:ppm*]

地点 番号	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	8月	12月	8月	12月	8月	12月	8月	12月	8月	12月
2	0.023	0.033	0.019	0.032	0.031	0.033	0.026	0.036	0.022	
3	0.028	0.033	0.02	0.033	0.026	0.034	0.028	0.035	0.023	
4	0.024	0.029	0.018	0.025	0.03	0.031	0.026	0.026	0.019	
5	0.022	0.026	0.017	0.026	0.02	0.029	0.021	0.025	0.018	
6	0.033	0.039	0.028	0.032	0.042	0.037	0.01	0.032	0.033	
7	0.024	0.03	0.015	0.031	0.028	0.032	0.025	0.03	0.02	
8	0.03	0.036	0.023	0.036	0.037	0.036	0.034	0.028	0.029	
9	0.03	0.032	0.024	0.035	0.029	0.037	0.017	0.027	0.029	
10	0.028	0.034	0.02	0.033	0.034	0.034	0.028	0.024	0.023	
11	0.022	0.028	0.015	0.028	0.028	0.032	0.007	0.03	0.019	
12	0.046	0.045	0.036	0.049	0.064	0.048	0.043	0.046	0.041	
13	0.047	0.04	0.032	0.041	0.057	0.044	0.049	0.036	0.039	
14	0.029	0.035	0.022	0.035	0.035	0.035	0.03	0.024	0.028	
15	0.028	0.037	0.02	0.038	0.04	0.036	0.032	0.025	0.028	
18	0.02	0.03	0.015	0.031	0.026	0.031	0.023	0.031	0.019	
19	0.023	0.029	0.015	0.029	0.023	0.029	0.007	0.028	0.017	
20	0.026	0.028	0.018	0.03	0.028	0.029	0.027	0.032	0.022	
21	0.025	0.033	0.021	0.033	0.035	0.036	0.033	0.032	0.022	
22	0.019	0.03	0.021	0.032	0.027	0.032	0.006	0.033	0.024	
23	0.017	0.031	0.017	0.026	0.024	0.027	0.025	0.031	0.019	
24	0.014	0.034	0.016	0.029	0.026	0.029	0.025	0.033	0.021	
平均	0.03	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	

バックグラウンド地点の二酸化窒素濃度結果一覧表（1日平均値） [単位:ppm]

地点 番号	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	8月	12月	8月	12月	8月	12月	8月	12月	8月	12月
1	0.02	0.025	0.012	0.022	0.018	0.026	0.016	0.026	0.014	
16	0.016	0.026	0.011	0.024	0.019	0.026	0.016	0.021	0.014	
17	0.016	0.023	0.013	0.027	0.019	0.026	0.018	0.031	0.013	
25	0.014	0.021	0.01	0.02	0.016	0.022	0.016	0.022	0.011	
平均	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	0.01	

② 水質

市では、市内を流れる新河岸川、柳瀬川、富士見江川、砂川堀及び唐沢堀における水質の汚濁状況を把握し、今後の環境行政の基礎資料とすることを目的として、pH[※]やBOD[※]、SS[※]、DO[※]などの項目について調査を毎年実施しています。

近年では下水道や合併浄化槽の普及により、河川の水質は改善の方向にあります。



河川水質測定結果一覧表

調査地点	項目	平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年	
		7月	12月	2月	7月	12月	2月	7月	2月	7月	2月	7月	2月
①新河岸川 南畑橋 上流付近	pH	7.0	6.9	7.0	7.1	7.0	6.9	7.1	6.7	6.9	6.8	6.9	
	BOD	2.5	2.5	2.0	2.6	2.0	3.0	1.2	4.3	2.9	1.4	1.4	
	SS	23	17	24	27	10	6	18	25	33	7	23	
	DO	58	7.9	7.3	5.9	7.8	11.0	8.3	6.7	5.3	7.8	6.8	
②柳瀬川 富士見橋 下流付近	pH	7.1	7.0	7.0	7.2	7.0	7.0	6.9	7.4	7.1	7.1	7.2	
	BOD	1.7	2.2	3.5	3.4	2.1	4.3	1.0	2.0	1.7	1.9	1.4	
	SS	2	1	5	4	1	4	7	4	2	3	1	
	DO	6.8	7.9	9.3	7.1	7.9	9.6	7.0	9.6	5.5	9.8	6.9	
③砂川堀 勝瀬橋 下流付近	pH	6.9	6.8	7.0	7.5	6.8	6.8	6.7	7.0	7.0	6.8	7.0	
	BOD	2.0	2.5	3.7	3.1	1.8	6.3	2.9	7.3	2.7	2.4	3.3	
	SS	5	2	4	5	2	8	8	19	8	6	15	
	DO	7.1	8.0	7.3	14.0	8.4	7.5	8.2	7.2	7.7	9.0	8.0	
④富士見 江川上流 三芳町境 付近	pH	6.6	6.3	6.3	6.5	6.5	6.3	6.4	6.6	9.3	6.3	6.4	
	BOD	7.0	<0.5	1.1	<0.5	0.5	0.6	0.5	<0.5	4.1	<0.5	1.6	
	SS	6	<1	6	<1	<1	<1	<1	5	12	<1	<1	
	DO	6.5	8.3	10.0	8.4	9.3	9.1	8.8	14.0	8.4	9.1	7.3	
⑤富士見 江川中流 親水公園 付近	pH	6.6	6.5	6.6	6.8	6.7	6.5	6.6	6.6	6.8	6.6	6.7	
	BOD	3.8	1.5	1.7	3.0	1.5	5.2	1.9	3.0	3.4	5.0	1.3	
	SS	8	<1	1	4	1	11	4	3	3	9	<1	
	DO	5.9	7.6	7.5	3.6	8.8	8.0	7.4	7.8	8.6	8.0	7.2	
⑥富士見 江川下流 寿橋上流 付近	pH	7.2	6.9	7.1	9.2	7.0	7.0	7.2	7.1	8.0	7.2	7.3	
	BOD	2.9	2.9	4.6	4.8	2.0	3.8	3.2	2.4	2.7	2.7	3.2	
	SS	2	8	14	3	1	5	1	4	2	8	2	
	DO	9.2	8.6	11.0	15.0	9.2	11.0	11.0	13.0	10.7	13.0	9.9	
⑦唐沢堀 唐沢公園 付近	pH	7.3	7.2	7.3	7.3	7.0	7.1	7.0	7.2	7.3	7.2	7.3	
	BOD	13.0	7.6	9.3	4.8	3.4	7.9	82.0	9.8	2.9	7.4	5.8	
	SS	5	3	4	6	4	24	57	8	2	13	2	
	DO	1.9	5.0	2.7	2.2	7.0	3.6	1.0	2.1	2.4	6.8	3.1	

③ ダイオキシン類

市では、埼玉県と併せて、年2回（夏・冬）環境中のダイオキシン類（コプラナーポリ塩化ビフェニルを含む）の実態を把握するために、市内の代表的な地点で大気及び土壌中の濃度調査を行っています。

平成18年度ダイオキシン類濃度調査の結果は、全ての地点で、環境基準を満たしています。

注）市立上沢小学校、市立水谷小学校、市立東中学校の3地点は、市で調査しました。市役所屋上は、埼玉県による調査結果データを使用しています。



大気中のダイオキシン類濃度調査結果

[単位:pg-TEQ*/ℓ]

		①つるせ台小学校 (旧上沢小学校)	②水谷小学校	③東中学校	④市役所屋上
平成15年度	5月	0.25	0.12	0.13	0.12
	8月	0.077	0.056	0.07	0.051
平成16年度	10月	0.071	0.095	0.11	0.074
	1月	0.091	0.093	0.15	0.053
	平均	0.12	0.091	0.12	0.075
	5月	0.068	0.073	0.079	0.06
平成17年度	8月	0.042	0.043*	0.029	0.027
	10月	0.1	0.092	0.12	0.083
	1月	0.063	0.07	0.078	0.067
	平均	0.068	0.07	0.077	0.059
平成18年度	5月	—	—	—	0.039
	8月	0.062	0.052	0.056	0.075
	10月	—	—	—	0.087
	1月	0.043	0.039	0.05	0.066
	平均	0.053	0.046	0.053	0.067
平成19年度	5月	—	—	—	0.042
	8月	0.065	0.055	0.056	0.039
	10月	—	—	—	0.07
	1月	0.055	0.067	0.098	0.053
	平均	0.06	0.061	0.077	0.051

☆水谷小学校の改修工事のため、水子貝塚公園で測定しました。

土壌中のダイオキシン類濃度調査結果

[単位:pg-TEQ/g]

	調査地点	調査結果
平成15年度	①ふじみ野小学校	0.14
平成16年度	②鶴瀬西小学校	1.5
平成17年度	③針ヶ谷小学校	1.7
平成18年度	④勝瀬小学校	0.0069

2 富士見市環境基本計画市民策定委員会

○富士見市環境基本計画市民策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、富士見市環境基本計画市民策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に関する事項について調査及び検討を行うこと。
- (2) 基本計画の素案を市長に提出すること。

(組織)

第3条 委員会は委員16人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり環境部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。

富士見市環境基本計画市民策定委員会名簿
(順不同・敬称略)

区分	氏名
学識経験者	長谷川 三雄
	木越 隆
行政	小野寺 巧
	清水 實
事業者	中澤 勉
	内田 静子
市民団体	持田 紀美恵
	須藤 敦夫
	北澤 恵
	荒田 勝代
公募市民	石塚 昌宏
	渋谷 裕子
	田村 庄一郎
	山田 勲
	大澤 和子

富士見市環境基本計画市民策定委員会開催状況

開催数	開催日時	議題
第1回全体会議	平成19年 8月28日	1 委嘱状交付式 2 委員会議題 (1) 委員長、副委員長の選出 (2) 環境基本計画について (3) 今後のスケジュールについて
第2回全体会議	平成19年 9月19日	1 行政の進捗状況調査について 2 グループ分けについて
第1回Aグループ会議	平成19年 9月19日	1 座長の選出 2 今後の進め方について
第1回Bグループ会議	平成19年 9月19日	1 座長の選出 2 今後の進め方について
第2回Aグループ会議	平成19年10月19日	1 副座長の選出 2 分科会の設定について
第2回Bグループ会議	平成19年10月19日	1 項目1の検討
第1回Aグループ分科会	平成19年10月24日	1 項目7の検討
第2回Aグループ分科会	平成19年10月24日	1 項目5の検討
第3回Aグループ分科会	平成19年10月24日	1 項目6・8の検討
第4回Aグループ分科会	平成19年10月29日	1 項目4の検討
第3回Bグループ会議	平成19年10月31日	1 項目2の検討
第3回Aグループ会議	平成19年11月 7日	1 項目4の検討
第4回Bグループ会議	平成19年11月 7日	1 項目3・9の検討
第4回Aグループ会議	平成19年11月14日	1 項目5・6・7・8の検討
第5回Bグループ会議	平成19年11月15日	1 項目10・11の検討
第5回Aグループ会議	平成19年11月21日	1 Aグループ見直し案のとりまとめ
第6回Bグループ会議	平成19年11月28日	1 項目12の検討 2 Bグループ見直し案のとりまとめ
第3回全体会議	平成19年12月 5日	1 素案のとりまとめ
第4回全体会議	平成20年 3月 日	1 最終案のとりまとめ

3 富士見市環境審議会

○富士見市環境審議会規則

平成 14 年 4 月 22 日
規則 第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成 14 年条例第 31 号)第 27 条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、まちづくり環境部環境課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

富士見市環境審議会委員名簿

任期：平成 18 年 8 月 18 日～平成 20 年 8 月 17 日

(順不同・敬称略)

区分	氏名
学識経験者	竹内 正
	二瓶 久雄
	長谷川 三雄
	林 三喜
市民団体	北澤 恵
	須藤 敦夫
	持田 紀美恵
事業者	隈川 征枝
	齊藤 重治
	秦 隆行
	中澤 勉
	宮嶋 忠
公募市民	石川 八重子
	谷脇 広子

4 環境関係条例

○富士見市環境基本条例

平成13年12月25日
条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られ

- ることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)
- 第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境基本計画)
- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(年次報告)
- 第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。
(環境基本計画との整合)
- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。
(総合的調整)
- 第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。
- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。
(環境配慮の推進)
- 第12条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全上の支障を防止する規制措置)
- 第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。
(支援措置)
- 第14条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)
- 第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、

エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように努めるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第23条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第8条第3項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

- (富士見市公害対策審議会条例の廃止)
- 2 富士見市公害対策審議会条例(昭和48年条例第13号)は、廃止する。
(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1の32の項及び別表第3中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

○富士見市をきれいにする条例

平成19年6月25日
条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くすその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。

(5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

(8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。

(9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。

3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第10条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

(1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項

(2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項

(3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項

(4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

○みどりの保護及び緑化の推進に関する条例

昭和56年10月8日
条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活が営めるよう、市と市民が一体となって、みどりの保護及び緑化の推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) みどりの保護 樹林(竹林も含む。以下同じ。)又は樹木(以下「樹木等」と総称する。)の保全をいう。

(2) 緑化の推進 官公庁、学校その他の公共施設、工場、事業所及び一般家庭に樹木を植栽することをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、みどりの保護及び緑化を推進するために必要な施策を講じ、良好な生活環境の保全育成に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が実施するみどりの保護及び緑化の推進に積極的に協力し、自らの居住環境の保護及び緑化に努めなければならない。

(宅地開発事業者の責務)

第5条 宅地開発の事業を行う事業者は、その事業の実施に当たり、現存する樹木等を最大限に残し、更に植樹を行い、みどりの保護及び緑化の推進に努めなければならない。

(保存樹木等の指定)

第6条 市長は、法令等で定めるもののほか、規則で定める基準に該当する樹木等を、その所有者の同意を得て、保存すべき樹木等(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、所有者は、保存樹木等の指定を市長に求めることができる。

(所有者等の保存義務)

第7条 保存樹木等の所有者(以下「所有者」という。)は、当該樹木等について枯死又は破損の防止等保存、管理に努めなければならない。

2 市民は、市長が指定した保存樹木等が大切に保存されるよう協力をしなければならない。

(標識の設置)

第8条 市長は、保存樹木等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを標示する標識を設置するものとする。

2 保存樹木等に指定された場合は、その所有者及び管理者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(助成措置)

第9条 市長は、保存樹木等の管理に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、保存樹木等の管理費の一部を助成することができる。

(所有者の届出)

第10条 所有者は、当該保存樹木等が次の各号の一に該当したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 枯死又は滅失したとき。

(2) 地形を変更しようとするとき。

(3) 伐採しようとするとき。

(4) 譲渡しようとするとき。

(5) 前各号以外の場合で、規則で定める保存樹木等の基準に該当しなくなったとき。

(指定の解除)

第11条 市長は、保存樹木等が枯死又は滅失等により、指定の理由が消滅したときは、遅滞なく当該指定を解除しなければならない。

- 2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。
- 3 所有者は、市長に対し保存樹木等について、前項の規定による指定の解除をなすべき旨を申請することができる。

(台帳の作成)

第 12 条 市長は、保存樹木等を指定したときは、保存樹木等指定台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市緑地保全基金条例

平成 13 年 3 月 14 日
条 例 第 1 1 号

(設置)

第 1 条 緑地の保全を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、富士見市緑地保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 基金の目的に対し寄附された額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

5 用語解説

【ア行】

●アイドリングストップ

地球温暖化や大気汚染の原因となっている自動車の排出ガスを削減するために、自動車を駐車・停車するときに、いったんエンジンを切ることです。

●アスベスト

蛇紋石や角閃石といった天然の鉱石が繊維状に変形したもので、耐久性や耐熱性にすぐれていることから、これまで数多くの製品に利用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫、じん肺の原因となるなど、人体に悪影響を及ぼすことが分かり、規制措置が取られました。「アスベスト関連法」は、人体に健康被害を及ぼすアスベストの処理などについての方法を規制する法令のことで、「大気汚染防止法」や「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」、「労働安全衛生法」などがあります。

●アスベスト関連法

→アスベスト

●EMバケツ

光合成菌や酵母菌、乳酸菌といった蘇生型微生物を培養したものをを用いて、生ごみを堆肥にすることができる容器のことです。

●硫黄酸化物（S_ox）

石炭や重油などを燃焼する際に、燃焼物中の硫黄分と酸素が結合して生成されるもので、大気汚染物質のひとつとなっており、呼吸器疾患や酸性雨発生の原因となっています。

●雨水浸透施設

雨水が地表から地中に入り込む速度を速めるために設置する施設のことで、浸透ます、浸透トレンチ、浸透性舗装などがあります。

●エコオフィス

節電や冷暖房の効率化、紙の節約、節水、廃棄物のリサイクルといった省資源・省エネルギー対策を通して、環境に配慮した事業活動を積極的に行っている事業所のことです。

●エコクッキング

水を汚さないよう工夫したり、野菜くずなどを有効に利用したりするなど、環境に配慮した料理方法のことです。

●エコドライブ

急発進や急加速、不要なアイドリングなどを避けて燃料消費の少ない運転を心がけたり、タイヤの空気圧が適正かどうか確かめたりするなど、排出ガスの削減と省エネルギーに役立つ運転方法のことです。

●エコ商店

再生品の販売や使い捨て容器の削減、簡易包装、資源回収の推進、消費者に対する啓発など、環境に配慮した店舗づくりを積極的に行っている商店のことです。

●エコ商店街

廃棄物の削減や再生品の販売といった省資源・省エネルギー対策を、商店街単位で行っている商店街をいいます。

●エコ商品

再生可能な材料からできた日用品や、省エネルギー効果の高い家電製品など、身のまわりにある様々な製品の中で、環境に配慮したもののことをいいます。

●エコビジネス

環境に配慮した製品やサービスを扱う事業活動を行うことで、それによって作り出された商品を選択する人に対する啓発や、環境にやさしい事業活動の拡大につながります。

●SS（エスエス）

「浮遊物質量」のことで、水中に浮いている物質のうち、ろ過で分離できるものです。水の

濁りの原因となり、数値が大きいほど透明度が悪くなります。

●屋上緑化

都市部の局地的な気温上昇の緩和や省エネルギー対策のために、建物の屋上部分に樹木や多年草などを栽培することをいいます。

●温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表から放射される赤外線を吸収して、大気を暖めると同時に、一部の熱を再放射して地表の温度を高める効果を持つガスの総称で、大気中に占めるこれらのガスの割合が増えることが、地球温暖化の原因となっています。主な温室効果ガスには二酸化炭素のほか、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）があります。

【カ行】

●化学物質過敏症

日常生活において接触している特定の化学物質の量が、体の許容量を超えることによって引き起こされると考えられている、頭痛やめまい、情緒不安などの症状のことです。

●合併処理浄化槽

→浄化槽

●環境家計簿

日常生活で使用している電気や水、ガソリンなどの量を家計簿のようにつけることで、普段の生活が及ぼしている環境への負荷を再確認できるようにしたものです。

●環境基準

大気の大気汚染や水質の水質汚濁、土壌の汚染、騒音などについて、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準のことであり、環境基本法第16条に規定されています。

●環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える物質のことで、生殖機能異常や分化能力の低下、免疫系・神経系への影響などが考えられており、その性質から「外因性内分泌かく乱物質」とも呼ばれています。

●環境マネジメントシステム

企業などが自らの事業活動において排出するエネルギーや廃棄物の量を削減し、環境への負荷を低減するために、削減計画の策定から実施、結果の見直しを繰り返すことにより管理する方法のことで、代表的な国際規格として、ISO14001シリーズなどがあります。

●気候変動枠組条約

「地球温暖化防止条約」とも通称される、地球温暖化問題に対する国際的な枠組を設定した条約で、平成4年に作成されました。大気中の温室効果ガスの増加による地球温暖化が、生態系などに与える影響の大きさを人類共通の問題であると認識し、それらを防止するための取り組みの原則、措置などを定めています。

●協働

市民・事業者・行政のように、立場の異なる複数の主体が対等な関係に立ち、共通の目的のために連携・協力することを意味しています。

●京都議定書

平成9年に京都で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採決された議定書のことで、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスを削減するために、それらのうちの二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類について、削減すべき数値目標を設定したものです。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境に与える負荷が小さいものを優先的に購入することをいいます。

●グリーンコンシューマー

環境に及ぼす負荷の少ない商品の購入や、マイバッグの持参、意識的な3Rの実践などを行うことを通して、日々の暮らしの中で環境に配慮して行動する消費者のことをいいます。

●光化学オキシダント

自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線（紫外線）との光化学反応を起こして生成される、オゾンやパーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどの総称のことです。これらによって形成される、液体粒子状物質の混じったガス状のスモッグが「光化学スモッグ」であり、大気中でこれらの濃度が高くなると、人や動植物へ被害をもたらします。

●光化学スモッグ

→光化学オキシダント

●枯渇性資源

太陽、風力といった再生可能なエネルギーとは異なり、石油や石炭、天然ガス、ウラン資源などの限りある資源のことをいいます。

【サ行】

●里山

人間の生活の場である市街地や集落などの「里」に隣接して存在し、薪や炭、落ち葉の採取などを通して地域住民に利用されることにより、維持・管理をされてきた山や雑木林のことです。

●シックスクール

→シックハウス

●シックハウス

建物の建造の際に利用される接着剤や有機溶剤、防腐剤などが室内の空気を汚染することを指し、室内に居る人にめまいや頭痛、呼吸器疾患などを引き起こす「シックハウス症候群」の原因と考えられています。そのなかでも特に、学校の校舎に使用されている建材や、使用している洗剤や消毒液が原因となっているものを「シックスクール」と呼んでいます。

●市民緑地

個人が所有している樹林地などの土地を自治体が一時的に借り受け、一般に開放している緑地のことで、緑とのふれあいの場を提供するとともに、その保全を図っていくためのものです。

●社寺林

神社や寺院の境内に見られる樹林のことです。

●斜面林

丘陵や台地などの斜面に見られる樹林のことです。

●循環型社会

日々の事業活動において生産されている製品などが、廃棄物となることが抑制されるとともに、繰り返し利用できる資源については適正な循環が行われ、利用のできない資源については適正に処分されることにより、日常生活や生産活動が環境に与える影響を最小限にするような物質循環の仕組みが保たれた社会のことをいいます。

●循環型社会形成推進基本法

膨大な量の廃棄物や、年々困難になっている最終処分場の確保、不法投棄の増大などの問題を抱えている「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」から脱却し、環境への負荷を最小限にするような仕組みを有する「循環型社会」を目指すための基本的な枠組みを示したものであり、平成12年に制定されました。

●浄化槽

し尿や生活雑排水を、微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設をいいます。浄化槽の種類には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽がありますが、単独処理浄化槽については、水環境への配慮が不十分であることから、平成13年以降の新設が禁止となっています。

●生態系ピラミッド

土壌・水・大気・太陽光・野生生物という5つの要素の有機的な結びつきにより構成される自然の仕組みに着目しながら、その中で様々な生き物が形成している食物連鎖の様子をピラミッド状に表したものです。【17頁に図が載っています】

●石けん製品

脂肪酸ナトリウムや脂肪酸カリウムといった高級脂肪酸の塩の総称である「石けん」と同質の成分で作られた製品のことで、合成洗剤と比べて水環境や人体にやさしい成分でできています。

●専業農家

世帯における全ての収入が、農業による収入のみで成り立っている農家のことです。

【夕行】

●第一種兼業農家

農業による収入だけでなく、それ以外の仕事からも収入を得ている農家のうち、農業での収入が全収入の50%以上を占めており、世帯員のなかに1人以上の兼業従事者がいる農家のことをいいます。

●第二種兼業農家

農業による収入だけでなく、それ以外の仕事からも収入を得ている農家のうち、農業での収入が全収入の50%以下であり、世帯員のなかに1人以上の兼業従事者がいる農家のことをいいます。

●ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一種であり、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルがこれらに分類されています。がんや生殖異常の原因になると報告されており、これらの増加を抑制するための対策が各方面でとられています。

●地球温暖化防止対策推進法

正式名称を「地球温暖化対策の推進に関する法律」といい、平成10年に制定されました。人類共通の問題である地球温暖化の防止に向けて、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、その対策のための基本方針をまとめたものです。

●地産地消

「地域生産地域消費」の略語として用いられ、地域で生産された農産物などを、その地域で消費することをいいます。

●窒素酸化物（ NO_x ）

燃料の燃焼などにより、空気中の窒素と酸素が結合して生成される、一酸化窒素や二酸化窒素の総称であり、光化学スモッグや酸性雨の原因となっています。

●DO

「溶存酸素量」のことで、水中に溶解している分子状酸素の量のことをいいます。水質汚濁が進むとこの値が小さくなり、限界を超えて小さくなると、水中の生き物は窒息してしまいます。

●低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比較して、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない自動車のことで、電気自動車や天然ガス車、ハイブリッド車などを指します。

●低燃費車

エンジンの効率的な回転などにより、従来と比べて燃料費を抑えた自動車のことで、低公害車のひとつとして考えられています。国土交通省では新しく生産された自動車のうち、燃料費の少ない車種についての認定を行い、「燃費基準達成車マーク」を貼ることで、消費者が選ぶ基準となるようにしています。

●電気式生ごみ処理機

電気を用いた温風乾燥や微生物分解、炭化などの方法により、生ごみを減量し、堆肥などと

しても利用できるようにする装置のことです。

●天然ガス車

天然ガスを燃料とするエンジンを搭載した自動車のことで、ディーゼルエンジンを搭載した自動車と比較して、排出される有害物質が大幅に少ないことから、環境に与える負荷の少ない自動車であるとされています。

●透水性舗装

路面に降った雨水を、舗装内の隙間から地中へ浸透させる能力を持った舗装をいい、雨水浸透効果や街路樹の育成、雨天時の歩行環境の改善、交通騒音の低減などに役立ちます。

●特別栽培農産物認証制度

定められた基準に基づいて、減農薬・減化学肥料栽培を行って生産された野菜や果実、穀類、豆類、茶を埼玉県が認証する制度のことです。認証された農産物には、出荷時に認証マークが貼られ、消費者が選ぶときの基準にできるようになっています。

【ナ行】

●生ごみ処理機

生ごみを乾燥させて減量化したり、微生物の作用で分解したりする容器のことです。

●二酸化硫黄（SO₂）

→硫黄酸化物

●二酸化窒素（NO₂）

→窒素酸化物

●二次林

その土地本来の自然植生が災害や人の行為によって破壊された後に、その置き換え群落として発達している森林をいいます。日本に見られる雑木林は、燃料用の薪や炭を焼くために切られた後、自然に再生したものであり、「二次林」であるといえます。

●ノーカーデー

自動車によって引き起こされる大気汚染や温室効果ガスの排出、交通渋滞といった問題を改善するために、事業所や行政といった組織単位ごとに、自動車の利用を控える日を週の中に1日設けることなどにより、その推進を図ることをいいます。

●農業資材

農業を行う上で使用される様々な用具のことであり、農業用マルチシートや精米袋、肥料袋、麻ひもなどが挙げられます。

【ハ行】

●ハイブリッド車

電気とガソリンなど、作動原理が異なる2つ以上の動力源を持ち、状況に応じてその動力源を変えて走行する自動車のことで、環境に及ぼす負荷の低い自動車のひとつです。

●pH

酸性、アルカリ性の程度を示す指標で、pH7を中性として、これより小さい値を酸性、大きい値をアルカリ性としています。

●BOD

「生物化学的酸素要求量」のことで、水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいいます。この値が大きいほど有機物質による水質汚濁が著しいといえます。

●ビオトープ

生物という意味の「Bio」と場所を意味する「Top」を合成して作られたドイツ語で、特定の生物が生息するための条件を備えた自然環境の一空間のことをいいますが、日本でこの言葉を用いる場合には、野生生物が生息できるように人の手によって創出された空間のことを意味するほうが一般的です。

●光害

街灯やネオンの光などが、農作物や動植物などの正常な成長や活動を阻害したり、夜空の星が見えなくなったりすることなどをいいます。

●p g-T E Q

「ダイオキシン類」のなかで最も毒性の高い物質を基準とした場合、大気1ℓ もしくは土壌1gあたりにどれだけの有害物質が含まれているのかを表したものであり、「p g」は1兆分の1gを意味しています。

●p p m

百万分の1の割合を表示する時に使用する単位のことです。たとえば、1m³の大気中に1cm³の硫酸化物が含まれている場合、硫酸化物濃度を1ppmと表示します。

●富士見市環境施策推進市民会議

本市における環境の保全を目指して、市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力を行い、お互いの自主的な行動を推進していくための組織です。

●富士見環境センター

本市内にある一般廃棄物の中間処理施設であり、志木市・新座市・本市で構成される志木地区衛生組合によって運営されています。

●富士見市市民人材バンク

教養や芸術、語学、スポーツといった分野で専門知識を持った個人や団体を登録し、それらを学びたい人々に対して情報提供を行うものです。

●富士見市版環境家計簿

→環境家計簿

●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している微細な粒子状の物質で、石油や石炭などの燃焼や、自動車の走行に伴って発生するほかにも、風による土砂の舞い上がり、建物の解体などによっても発生します。がんやアレルギーの原因となる大気汚染物質のひとつです。

●フロン

炭素やフッ素、塩素などの化合物の総称で、スプレー噴霧剤や冷却剤、潤滑材、殺菌剤などに使われています。オゾン層を破壊する作用があり、地球環境に及ぼす影響が非常に大きいことから、モントリオール議定書において生産が全廃されました。

●壁面緑化

建築物の外壁部分をヒョウタンやヘチマなどのツタ植物で覆うことをいい、冷暖房効率の向上による省エネルギー効果などに役立ちます。

【マ行】

●マイバッグ

買い物時に使い捨てのレジ袋を使用しないように、購入した商品を入れるために持っていく「買い物袋」のことです。

●緑の基本計画

都市における緑地の保全と、緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする計画です。

【ヤ行】

●野外焼却

日常生活や事業活動から出た廃棄物などを、構造基準を満たした焼却施設を使用することなく、野外で行う焼却のことで、ダイオキシン類発生の主な原因となっていることから、埼玉県生活環境保全条例第61条で禁止されています。

●屋敷林

邸宅に隣接して見られる樹林のことで、風よけなどの様々な用途に用いられています。

●遊休地

特定の用途として用いられておらず、土地利用の行われていない土地のことです。

●容器包装リサイクル法

正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、家庭から出る一般廃棄物の中でも大きな割合を占めている、容器包装の減量化とリサイクルを促進するための法律です。

【ラ行】

●利彩館

富士見環境センターとともに、志木地区衛生組合によって運営されている施設のことで、リサイクル品の展示・販売や各種講座・教室の開催、資源プラスチックの分別作業の見学などができます。

●リサイクル関連法

資源の有効利用と、適正な循環・処分について定められた法律の総称であり、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」などがあります。

●リターナブル容器

容器包装に用いられている容器のうち、繰り返し使用することが可能なもので、中身を消費した後の容器を、販売店などを通じてメーカーが回収することで、容器包装廃棄物の削減と、資源の有効利用をすることができます。

●緑化率

明確な区画境界を持つ敷地内の全面積に対する樹木・草木などの面積の割合のことです。

●緑地保全基金

樹林地などの緑地を保全するために、買い取りを行うための基金のことで、市民・事業者からの寄付金と、市の一般財源から成り立っています。

●緑肥

栽培している植物を、収穫せずにそのまま耕すことで田畑にすきこみ、後から栽培する作物の肥料にすること、またはそのための植物のことで、クローバーやルピナス、ウマゴヤシ、レングソウなどが多く用いられています。